

東串良町総合振興計画（案）

基 本 構 想
基 本 計 画

令和4年3月 日

東串良町総合振興計画

目 次

第1編 序 章

I. 計画策定のねらい	-----	1
II. 計画位置づけと構成	-----	1
III. 東串良町のすがた	-----	2
1. 自然条件		
2. 沿革		
3. 人口・産業構造		

第2編 基本構想

第1章 計画策定の背景	-----	8
第2章 東串良町の将来像	-----	12
第3章 将来の目標	-----	13
第4章 基本施策	-----	14
1. 自然と調和した躍進する産業のまちづくり	-----	14
2. 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり	-----	16
3. 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり	-----	18
4. あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり	-----	20
5. 住民参画による共生・協働のまちづくり	-----	23
第5章 人口の見通し	-----	24
第6章 構想の実現に向けて	-----	25

第3編 基本計画

第1章 自然と調和した躍進する産業のまちづくり	-----	31
1. 活力ある農業の振興	-----	31
2. 活力ある水産業の振興	-----	38
3. 活力ある商工業の振興	-----	40
4. 魅力ある観光・レクリエーションの振興	-----	42
第2章 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり	-----	44
1. 町土発展、快適な暮らしを支える条件整備	-----	44
1. 1 計画的な土地利用	-----	44
1. 2 交通網の整備	-----	46
1. 3 高度情報化への対応	-----	48
2. 快適な生活環境の整備	-----	49
2. 1 水道の整備	-----	49

2. 2	生活排水対策	-----	5 1
2. 3	住宅の供給	-----	5 2
3.	安心な生活環境の整備	-----	5 3
3. 1	交通安全対策の推進	-----	5 3
3. 2	消防・防災対策の充実	-----	5 4
3. 3	防犯対策の充実	-----	5 6
4.	環境への負荷の少ない循環型の社会づくり	-----	5 7
第3章	健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり	-----	5 9
1.	生涯にわたる健康づくり	-----	5 9
1. 1	保健活動の充実	-----	5 9
1. 2	地域医療の充実	-----	6 0
1. 3	国民健康保険事業の充実	-----	6 2
2.	地域福祉の充実	-----	6 3
2. 1	高齢者福祉の充実	-----	6 3
2. 2	児童・母子福祉の充実	-----	6 5
2. 3	障がい者福祉の充実	-----	6 7
2. 4	地域福祉活動の充実	-----	6 8
2. 5	国民年金事業の推進	-----	6 9
第4章	あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり	-----	7 0
1.	生涯学習の推進	-----	7 0
1. 1	生涯学習の推進	-----	7 0
2.	学校教育の充実	-----	7 1
2. 1	学校教育の充実	-----	7 1
3.	社会教育・文化活動の充実	-----	7 4
3. 1	社会教育の充実	-----	7 4
3. 2	文化活動・文化財保護の充実	-----	7 6
3. 3	新時代に対応する教育の推進	-----	7 8
4.	スポーツ・レクリエーション活動の振興	-----	7 9
4. 1	スポーツ活動の推進	-----	7 9
5.	男女共同参画社会づくり	-----	8 0
5. 1	男女共同参画社会づくり	-----	8 0
第5章	町民とともに進めるまちづくり	-----	8 1
1.	町民参加の促進	-----	8 1
2.	効率的な行政運営	-----	8 3
3.	健全な財政運営	-----	8 4
4.	広域行政の推進	-----	8 6

第1編 序 章

I 計画策定のねらい

東串良町は、平成23年度(2011年度)に、令和2年度(2020年度)までの10年間を計画期間とした、第5次東串良町総合振興計画を策定し、「個性豊かな活力あるまちづくり」を将来像として、各種施策を進めてまいりました。

しかしながら、人口減少、少子高齢化が進行する中、地方経済・産業活動の縮小等による地方財政の悪化が懸念されるほか、南海トラフ巨大地震などの様々な自然災害リスクへの対応が求められており、そのためにも効率的・効果的な行政運営を進めていく必要があります。

また、平成27年(2015年)の国連サミットで採択された長期的な開発目標(SDGs)※1に基づき、国において令和元年(2019年)に「SDGs 実施指針」の改定及び「SDGs アクションプラン2020」が策定されるなど、持続可能な世界を実現するために国際的な取り組みが求められています。

一方、突然発生した新型コロナウイルス感染症に対する安全対策、新たな生活様式への対応等、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

本町では、このような状況に対応するため、持続可能な社会を実現する役割を担いつつ、

喫緊の課題である人口減少、少子高齢化問題に引き続き取り組むとともに、町民の多様なニーズや新たなライフスタイルに対応し、安全に安心して暮らせる持続可能なまちづくりの実現に向けて、今後10年間の将来のまちの姿や方向性を示す「第6次東串良町総合振興計画」を策定しました。

II 計画の位置づけと構成

まちづくりは、産業、教育、保健・福祉、防災等の多岐の部門が関連し、それぞれの取り組みが一体的に連動していくことで、より大きな効果をあげることができます。

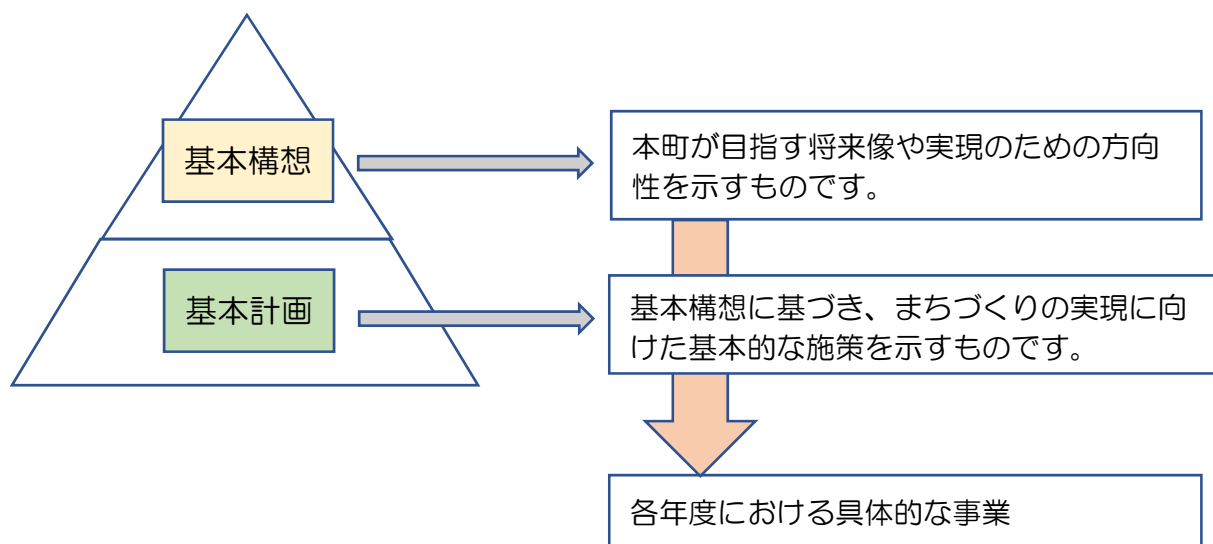
「第6次東串良町総合振興計画」は、本町の将来の発展に向けて、今後のまちづくりの方向性を示した共通の指針となるものであり、諸計画全ての実施の基本となるものです。

また、本計画は、まちづくりの基本理念、将来像、基本施策を明確にし、部門毎の個別計画に位置付けられている主な施策を示すものです。

本計画は、「基本構想」「基本計画」により構成されています。

「基本構想」は、本町が目指す将来像や実現のための方向性を示すもので、令和13年度(2031年度)を目標年次としています。

「基本計画」は、基本構想に基づき、まちづくり実現に向けた基本的な施策を示すもので、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間を前期、令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの5年間を後期とします。



1) 自然条件

① 位置及び面積

本町は、東経130度57分18秒から131度1分22秒、北緯31度21分16秒から31度25分59秒の位置にあります。大隅半島のほぼ中央部、肝属郡の東端にあり、北は曾於郡大崎町、南は肝属川を境に肝付町、西は串良川を境に鹿屋市串良町と接し、東は志布志湾に面しています。

町域は、東西に5.5Km、南北に9.5Kmであり、総面積は27.78Km²となっています。

② 地 勢

本町には、高隈山系に源を発する串良川、塩入川、肝属川があり、本町はその恵みを受けて発展してきました。

地形は、北西部が狭く南東部が幅広くなっており、南東部の四角形と北西部の三角形が組み合った形となっています。そして、山岳といわれるような高い山はほとんどなく、最も高いところで海拔77m、低いところでは2~3m、平均高度は10mぐらいで、ほとんどが平坦地です。

平地は、わずかの高度差をもって台地と低地に分かれ、低地はそのほとんどが水田地帯であり、また、台地は曾於郡大崎町へ連なり大隅半島の一部を形成する畑地帯となって

います。

さらに、集落を囲むように山林が形成されていますが、その面積は極めて小さいものとなっています。

地質は、鹿児島県特有の火山灰の上に黒色土壌が覆い、農作物の育成には必ずしも良好な土質とは言えず、雨が降ると表土は流され、日照りが続くと砂ほこりがしています。

本町は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、比較的温暖な気候に恵まれています。年間平均気温は17℃~18℃前後で、年間平均降水量は、2,800mm前後となっています。

2) 沿 革

本町の全身である東串良村は、明治22年4月1日の市町村施行により、串良郷から西串良村とともに分村し、産業、経済、教育、交通など時代とともに発展してきました。その後昭和7年10月1日の町制施行に伴ない、東串良町としての第一歩を踏み出し、今日に至っています。

3) 人口・産業構造

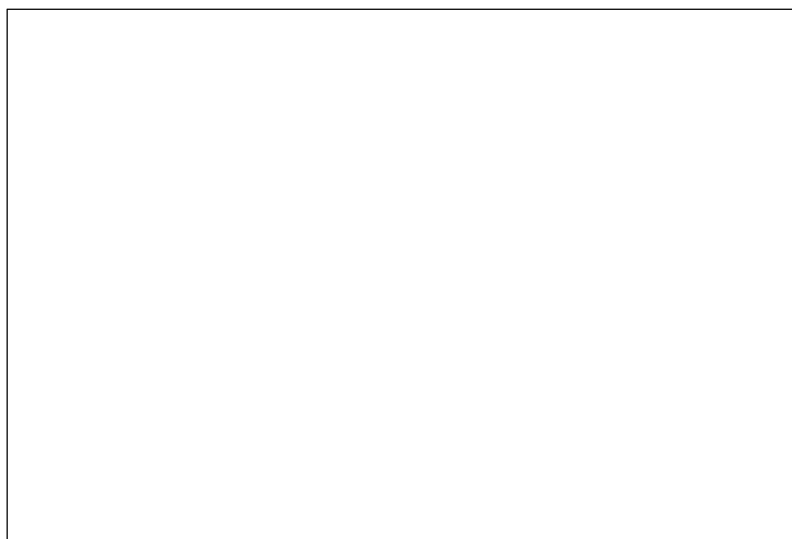
① 人 口

本町の人口は、昭和30年の11,970人をピークに、我が国の経済が高度成長期へと向かい、それに伴い中高新卒者や出稼ぎ者が都市へと流出し、今日まで減少を続けています。昭和35年の国勢調査では11,161人、令和2年には6,237人となっており、昭和35年から令和2年までの60年間で4,924人(44.1%)減少しています。

また、少子・高齢化が進むなかで、自然動態での人口増加は望めない状況にあります。

② 世帯数と人員

本町の世帯数は、核家族化の進展により、昭和30年以降増加していましたが、平成2年を境に減少傾向にあります。平成27年国勢調査では2,826世帯、令和2年国勢調査では2,772世帯で、この5年間については変化ありませんが、1世帯当たりの人員は、世帯分離、出生率の低下による子ども数の減少等により、年々少なくなっており、平成27年は1世帯2.31人、令和2年は2.25人となっています。



③ 人口の動向

本町においても、少子・高齢化が進行しており、令和2年の国勢調査によると、年少人口（0～14歳）は~~871人（13.3%）~~、生産年齢人口（15～64歳）は~~3,347人（51.3%）~~、高齢者人口（65歳以上）は~~2,312人（35.4%）~~となっています。

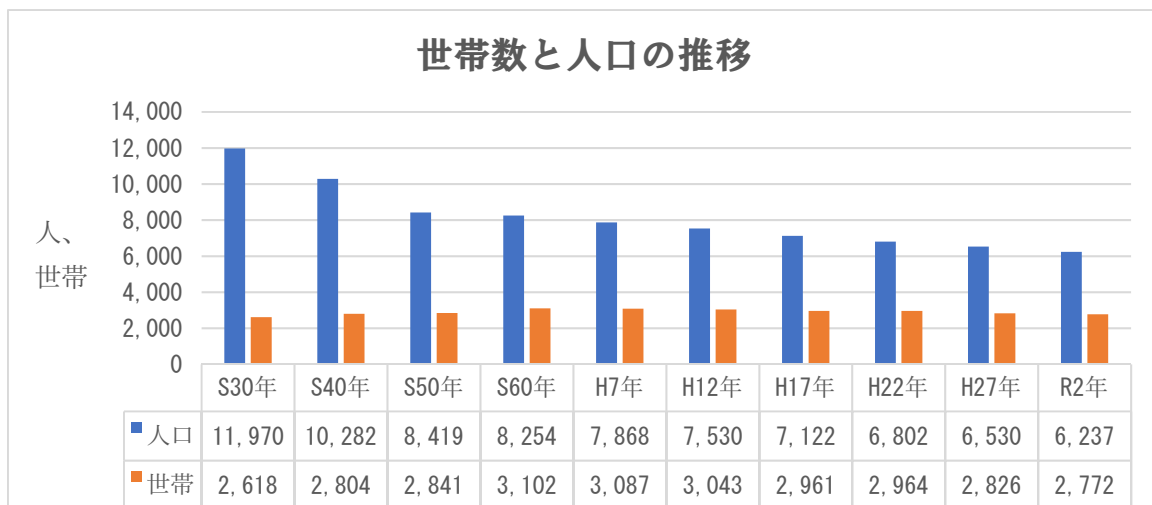
高齢化率は~~35.4%~~で、全国平均~~26.6%~~、県平均~~29.4%~~を大きく上回っています。

④ 産業構造の変化

本町の平成29年の総就業者数は3,373人であり、その内訳は、第1次産業が1,051人（31.1%）、第2次産業が595人（17.6%）、第3次産業が1,727人（51.2%）となっています。

これを、昭和35年と比較すると、この56年間に総数で2,102人（38.4%）の減少となっています。内訳は、第1次産業においては2,945人（73.7%）減少し、第2次産業では246人（70.5%）、第3次産業では597人（52.8%）の増加となっています。

就業者数から見た産業構造は、農業などをはじめとする第1次産業が低下する一方建設業・製造業等の第2次・第3次産業へと移行している状況にあります。

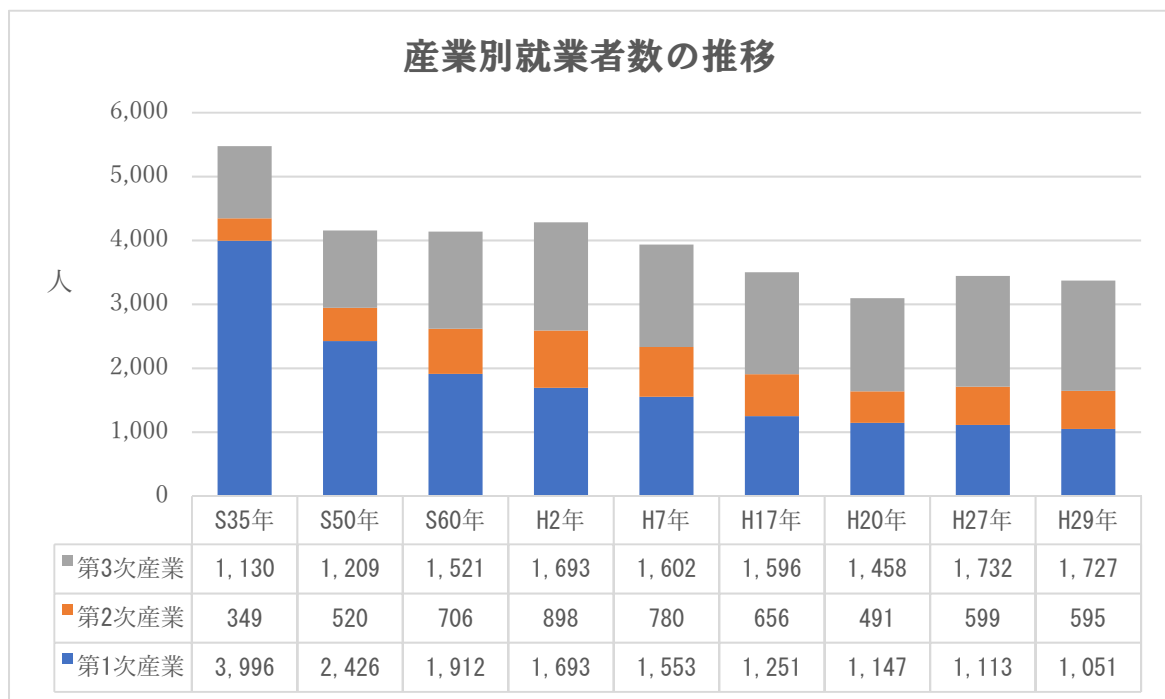


資料：国勢調査

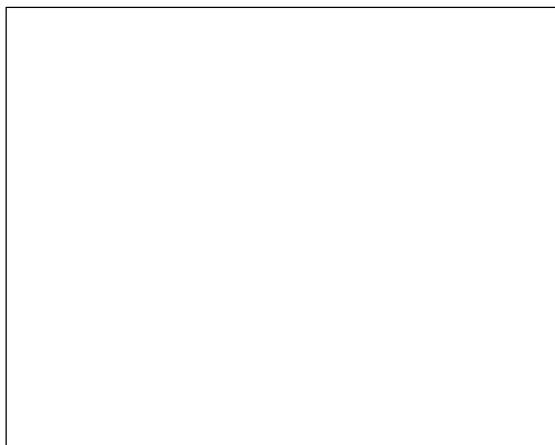
⑤ 産業別純生産額

平成29年度の産業別の内訳は、第1次産業が49億3千2百万円（23.9%）、第2次産業が33億6千3百万円（16.3%）であるのに対し、第3次産業は122億2千3百万円（59.2%）と最も大きなウエートを占めています。

本町の平成29年度の人口1人当たりの分配所得は246万9千円であり、県平均の99.0%となっています。



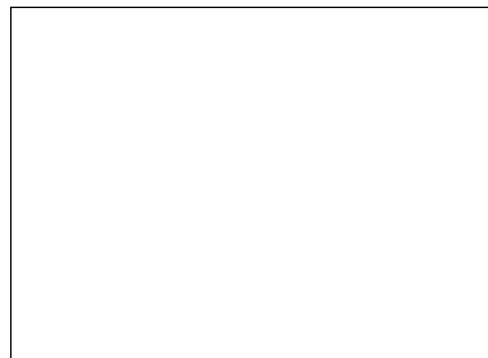
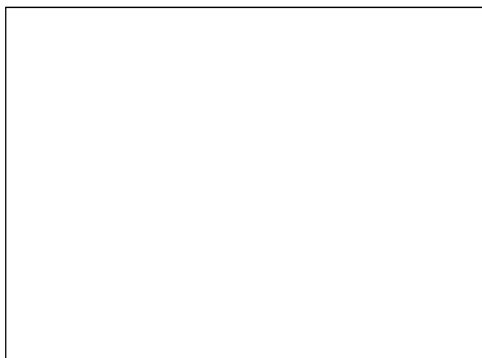
資料：市町村民所得推計



産業別の就業者数及び純生産額

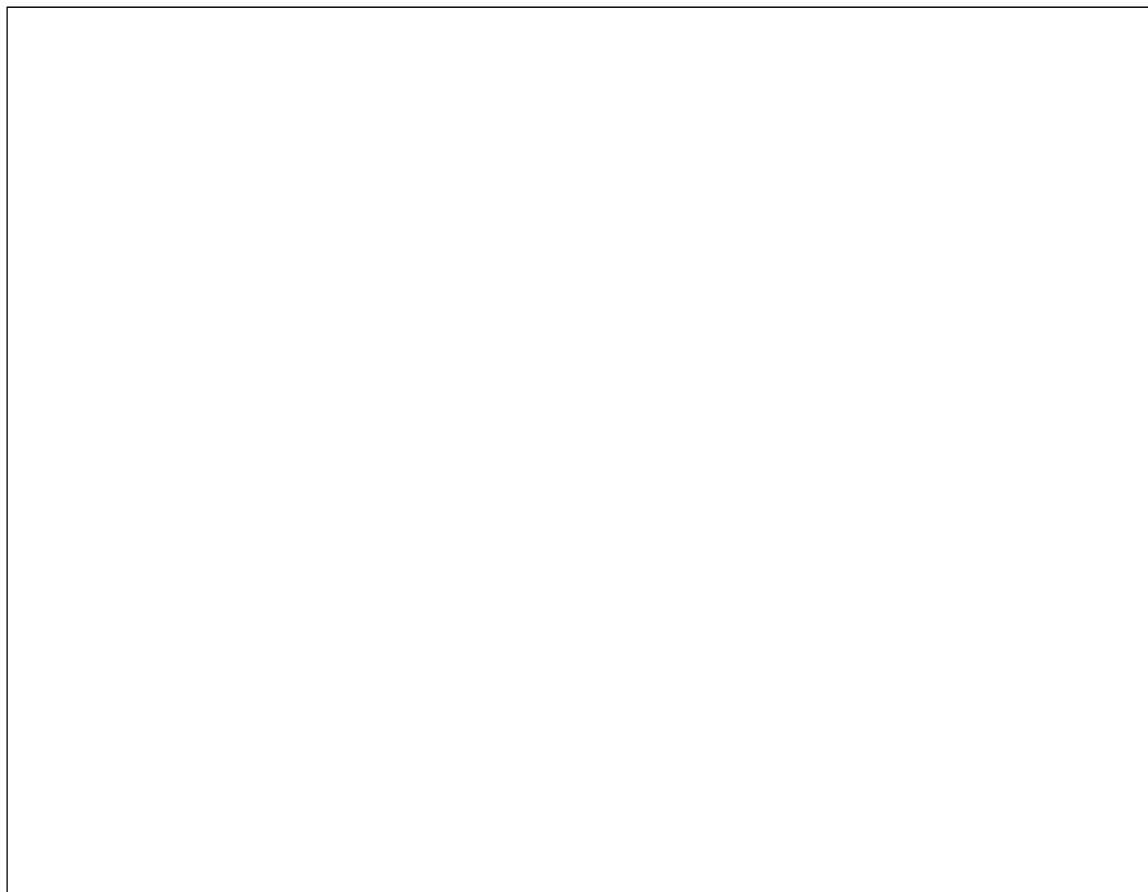
(単位：人、百万円、%)

区 分	就業者数（平成 29 年）		純生産額（平成29年度）	
	実 数	構成比	実 額	構成比
総 数	3,373	100.0	20,630	100.0
第 1 次 産 業	1,051	31.1	4,932	23.9
農 業	991	29.3	4,822	23.4
林 業	3	0.1	2	0.0
漁 業	57	1.7	108	0.5
第 2 次 産 業	595	17.6	3,363	16.3
鉱 業	3	0.1	44	0.2
製 造 業	307	9.1	1,823	8.8
建 設 業	285	8.4	1,496	7.3
第 3 次 産 業	1,727	51.2	12,223	59.2
電気・ガス・水道・廃棄物処理業	2	0.1	233	1.1
卸売・小売業	397	11.8	1,607	7.8
運輸・郵便業	130	3.9	1,451	7.0
宿泊・飲食サービス業	101	3.0	82	0.4
情報通信業	6	0.2	1,156	5.6
金融・保険業	38	1.1	677	3.3
不動産業	18	0.5	1,972	9.6
専門・科学技術・業務支援サービス業	138	4.1	990	4.8
公 務	157	4.6	1,123	5.4
教 育	65	1.9	767	3.7
保健衛生・社会事業	481	14.3	1,437	7.0
その他のサービス	194	5.7	728	3.5
帰属利子（控除）（百万円）			536	2.6
人口 1 人当たり分配所得（千円）			2,469	—
所得水準（%）			99.0	—



第2編

基本構想



第1章 計画策定の背景

1. 東串良町を取り巻く環境と、現状及び今後の課題

(1) 少子高齢化社会の進展と

定住人口の確保

令和2年の国勢調査によれば、令和2年10月1日の日本の総人口は~~1億2千709~~万人となっており、平成27年10月1日の人口1億2千709万人より約~~96~~万人減少しました。現在、日本の総人口は減少傾向にあります。

この要因として、晩婚化・未婚化の加速や、出生率の低下などが考えられます。

これに対し高齢者人口は、いわゆる団塊の世代が2025年には、約2千200万人を超えると予想されており、国民の4人に1人が75歳以上という、超高齢化社会に突入します。

東串良町においても、年少人口の減少、高齢者人口の増加は着実に進行しており、少子化対策や関連施策の一層の充実が求められます。

少子化対策に関する町民のニーズは、経済的助成の充実、施設の整備、各種支援制度・事業の充実など多岐にわたっています。特に働く母親が安心して社会で活躍できる受け皿を地域社会全体で整えるなど、少子化の進行に対応した多様な環境整備が必要となります。

また、高齢者福祉を推進する上では住宅・施設両面での取組みが必要となっています。

町内には特別養護老人ホームやグループホームなどがありますが、町民が求めるサービスなどを考慮し、民間と行政が連携を図りながら効率的な施設整備などとともに高齢者等の住宅での生活を支える「地域包括ケアシステム」の構築をさらに進めていく必

要があります。

多くの町民が東串良町を住みよい町と感じており、また将来にわたって居住を望んでいます。将来的に人口減少が予想される中、今後の町政発展のためには、生活環境整備や雇用・就業関係の改善など、特に若年層の定住促進を図ることが課題となっています。

(2) 産業構造の変化

インターネットの普及など情報化の進展や物流基盤の整備によって、人、物、情報の流れが急速に拡大しています。一方、経済はデフレ不況から抜け出せず、経済構造の変化に対応できる新たな経営戦略が必要とされています。また今後は社会環境の変化に伴う人々の価値観の多様化に対応して、産業のソフト化、サービス化が一層進展していくことが予想されます。

農業では、少子高齢化・人口減少の本格化により農家数が減少する中で、ライフスタイルの変化や海外マーケットへの進出など新たな需要への対応が求められています。デジタル技術の応用により生産性を向上させることが、労働力不足の解消や農業の成長産業化に欠かせないものと考えられます。

商業では、インターネットの普及や宅配サービスの充実などによって、インターネットショッピングなど電子商取引が増え、時間や地域を越えた買い物が可能となって、地域の生活文化にも影響を与えています。小売業を取り巻く環境も厳しく、大型小売店などの進出によって厳しい経営をせまられています。

観光においては、余暇の時間の過ごし方などの多様化に伴い、観光に対する意識やニーズも大きく変化しています。従来の物見遊山的観光から着地型観光へのニーズも高まっています。今後は高齢化に伴い、憩い・安らぎ・癒しを求める傾向が一段と進むと考えられます。

東串良町では、就業人口総数が減少傾向にある中、第3次産業への就業人口は増加しており、全体に占める比率も大きくなっています。一方第1次産業は就業人口の減少、比率の低下が進んでおり、また、2次産業についても減少傾向にあります。今後の産業動向を踏まえ、業産別就業施策の検討が求められます。

東串良町の基幹産業である農業は、農家数の減少、高齢化、後継者不足など多くの課題があります。課題解決の方策の一つとして取り組んでまいりました、担い手育成を図るため、認定農業者制度の推進や新規就農の促進を図り、農地集積・団地化による規模拡大など生産性の高い農業を目指し魅力ある農業を今後も推進します。

工業（製造業）については、長引く景気低迷の影響などから、事業所、従業員数、出荷額などいずれも減少傾向にあります。企業誘致の推進、地元企業の育成、雇用環境の整備など安定的な雇用の場としての振興策が求められます。



東串良町の商業は、小売業を中心とした経営となっています。消費者からは、商品の充実、営業時間の延長など、ライフスタイルやニーズの多様化に対応したきめ細かいサービス提供が求められているため、ECサイトなど時間を選ばない販路拡大が必要です。また、食品関連業者においては、販路拡大として商談会等での成果をあげるために、豊かな地域資源を活用した商品の開発や、エコロジーを意識するなど、付加価値を付けていくことが必要です。

東串良町には豊かな自然や、古墳、伝統芸能など歴史的資産があります。この資源を有効に活用するとともに、体験型交流など新たなタイプの観光資源のなど地域の活性化に寄与する観光の振興を図る必要があります。

(3) 安心・安全で快適な まちづくりの推進

バリアフリー、ユニバーサルデザインの思想の普及や、環境意識の高まりとともに人々が、生活道路、公園、河川など身近な生活環境を見直し、より安全性、快適さを求める傾向が強まっています。

また近年、犯罪の悪質化や災害の複雑化・大規模化がなどへの不安が増しており日頃のセキュリティ対策、防災対策の重要性が認識されつつあります。

さらに高齢化の急速な進展や新型コロナウイルス感染拡大による新しい生活様式の実践など社会生活の大きな変化に伴い、医療・介護・保健福祉サービスに対するニーズも高度化、多様化しています。

このように、人々の生活を取り巻く環境が大きく変化していく中で、高齢者や障がい者はもとより、すべての人が不安なく平穏に暮らせるまちづくりが求められています。

東串良町では、これまでのまちづくりの取り組みにより、道路、上水道など主な公共施設については概ね、一定の整備水準に達しているといえます。今後は柏原海岸の整備や既

存施設の管理・利用促進などが課題であるといえます。

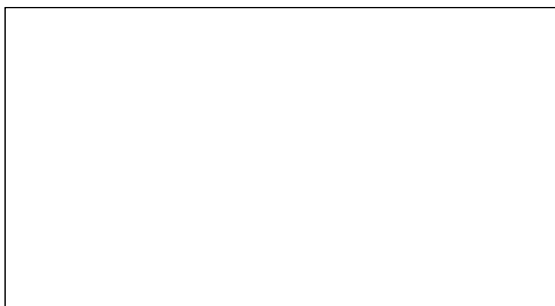
また、本町の未来を育む町の拠点づくりとして、老朽化した公共施設を集約した複合施設の整備が喫緊の課題であります。

交通安全、防犯、防災の面での安全対策については、概ね町民の満足が得られています。しかし、日頃から災害時の行動方法を広く周知徹底し、防災行政無線の活用など災害時の連絡体制の整備を図り、関係機関との連携による防災の備えを充分にしておくことが大切です。（東串良町地域防災計画の運用）

また、医療・介護・保健福祉面では、広域的な課題も山積しており、大隅4市5町で構成する保健医療推進協議会において、課題解決に取り組んでいます。とくに、産科医をはじめ小児科医、麻酔科医の確保や助産師の育成などは少子化や人口減少問題にも直結しており、早急且つ継続的な対策が必要となっています。

また、介護保険事業では施設入所を希望する要介護者等の待機者が常態化しています。さらに、介護業務に従事する人材不足も大きな課題となっており、施設の拡充も容易ではありません。これらの課題を解決するため、町では、多職種連携による様々なサービスを効率的に使い、在宅での生活を可能にする「包括ケアシステム」の構築が必要となります。

また、障がい者に対する対策として、多様化する障がい者の社会生活を支えるため、専門の施設が設置運営する各種サービス事業への新支援とともに、障がい者と健常者が垣根を超え、共に生活できる地域社会をつくる必要があります。



（４）教育・文化環境の向上

少子化の進行を背景に、次代を担う子どもたちの健全な育成の場が必要とされ、またそのためにも、地域社会の中で、幼児から高齢者までの多世代が交流する場や機会が求められています。

一方、自由時間の増大や長寿化の進展などにより、知識・教養を深める学習活動や趣味・文化・スポーツ活動といった、生涯を通して心身の豊かさや生きがいを求める活動が、活発になってきています。また、清掃などボランティア活動を通して地域社会に貢献・参加する社会活動も盛んになっています。

こうした中、東串良町の教育環境をみると、保育所・幼稚園については今後、少子化、核家族化の進行による乳幼児人口の動向を見極めながら、子育て支援の最も重要な施設として対応していく必要があります。また小学校・中学校については、耐震工事や空調整備が進むなど、教育施設・教育環境は一定の水準を達していますが、今後はG I G Aスクール構想など教育環境の変化に応じた柔軟な対応が課題となっています。

一方、生涯学習・文化・スポーツ環境をみると、総合センター、総合体育館、町民運動場、集落公民館などがありますが、建設から数十年経過し、施設の老朽化による修繕等が増える等課題となっています。

また、健康、自然とのふれあい、文化・教養に対する町民の関心は高く、ボランティア活動や地域活動への関心が高くなっています。これらの点を踏まえて、生涯を通して町民が学習し、活動できる場や機会の拡充が求められます。

(5) 自然環境の保全

人と自然が共生できる社会にするために、低炭素社会・自然循環型社会への転換を地球規模で捉える考え方が広まっています。後者におきましても生産・流通消費などの各段階を見直し、ごみや廃棄物の発生を抑え、環境への負荷のかからない社会を形成することが求められています。

リサイクル型の社会の確固たる確立には、都市鉱山と呼ばれ見直されている家電製品等を、法律を含む国内を包含した収集処理システムの見直しや一人ひとりの意識啓発が、資源小国の我が国としては必然であります。生活環境については、合併処理浄化槽の普及推進や単独処理浄化槽の適正管理の徹底が望まれます。

自然環境に対する住民の意識は高く、豊かな自然は町民共有の財産でもあります。今後は、不法投棄の排除、環境美化運動の展開など、豊かな自然を守り続けるための環境対策が求められます。

(6) 地域コミュニティの活性化と町民参加のまちづくりの推進

阪神・淡路大震災を契機として、ボランティアや NPO 法人団体などによる福祉活動、まちづくり活動が盛んになっています。また、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みのように、性差や、年齢障がいの有無に関係なく、だれもが個性や能力を十分発揮し、互いに協力し認めあう社会を築こうとする活動も活発になっています。こうした地域における社会活動を通じて、住民のまちづくりへの参加意識は高まっており、行政においても近年、住民の意向を施策に反映させる手法・方策が意欲的に採り入れられています。

このような気運を高め発展させていくためには、住民一人ひとりが自覚と責任をもち、積極的に参画することが求められています。そのためには、さまざまな交流機会を通じて、地域の一員として意識の啓発、醸成を図り、立場や世代を超えたコミュニティの形成を促進する必要があります。

東串良町においても、各種ボランティアなどのコミュニティ活動が行われていますが、今後はその活動分野や内容をより拡充し、積極的な町民参加を促進していく必要があります。また、男女共同参画社会の形成については、形成に向けた町民の意識を高め、関連施策の取り組みを進めることが望まれます。

また、住民同士、あるいは住民と行政との連携で「自助・共助・公助」によるまちづくりを行うためには、相互の情報交換や、行政からの情報開示・提供が欠かせません。特に保健福祉事業、行政関係などについては積極的な情報提供が求められています。



基本理念

東串良町は、これまで「個性豊かな活力あるまち」の創造を基本理念として、まちづくりの推進に取り組んできました。また、政府の経済対策により雇用の創出は一定の効果はあったものの、デフレから完全な脱却ができたとは言い難い状況が続いています。それに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢は一変し、生活や雇用形態など、これまでの常識が通用しない「with コロナの時代」に突入しました。

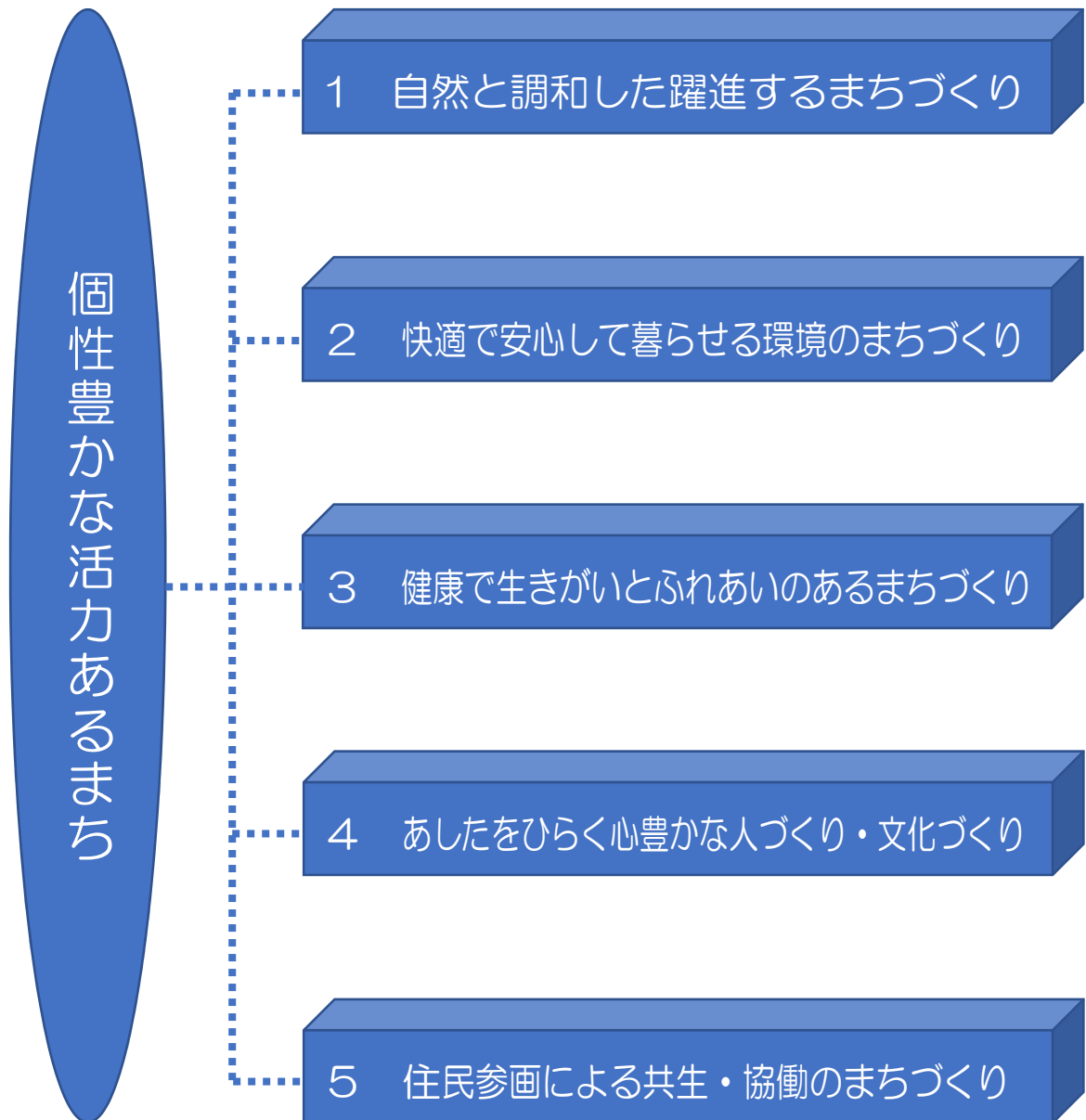
地方では過疎化、少子・高齢化等がますます進み、産業や経済、住民生活に影響を及ぼし、地域を取り巻く環境は様々な問題をかかえています。

一方、社会や人々の要請は多種多様化し、自治体として質の高い行政サービスが求められています。

このような基本認識の下に、本町の将来像を描くに当たっては引き続き「個性豊かな活力あるまち」の創造を基本理念とし、「住みたいまち東串良」、「住んでよかったまち東串良」を目指します。

第3章 将来の目標

「個性豊かな活力あるまち」づくりの基本理念に立ち、本町がもつ自然と特性を生かしたまちづくりを進めるため、次の5つの将来目標を掲げ、総合的な施策を講じていきます。



第4章 基本施策

1. 自然と調和した躍進する産業のまちづくり

人と自然のふれあいを基本にして、各産業を有機的に融合し、元気な活力ある産業が発展し続けるまちづくりを進めます。

農業については、本町の基幹産業として消費者ニーズに応えうる地域農業の確立を目指し、水産業については、魚礁の設置やつくり・育てる漁業振興を展開します。

また、町の経済力を高め、豊かな住民生活と人口定住を促す活力と吸引力のある商工業や魅力ある観光の振興を図ります。

活力ある農業の振興

本町の地理的特性を生かした地域農業の確立と環境保全型農業を目指し、安全な高品質の農畜産物の生産と低コスト農業の確立により、農業生産及び農家所得の向上を図ります。

また、社会経済情勢の変化にも対応しうる農家の育成、若者が魅力と生きがいを感じる農業の確立を図るため、新規就農者への支援等を強化しつつ、経営の近代化に努めながら自然と調和した住みよい農村空間を創造し、活力ある農業・農村づくりを進めます。

活力ある水産業の振興

海面漁業の活性化を図るために、稚魚などの放流活動を進め、つくり・育てる漁業を積極的に推進するとともに、人工魚礁の設置による漁場造成などにより回遊魚の定着、繁殖、保護に努め、海面漁業の基盤づくりを図ります。また、漁業が将来にわたって持続的に発展していくために、漁業後継者の育成を推進します。

内水面漁業については、採捕組合活動の適正化に努め、養殖業者、養鰻組合間の連携を図り、生産・流通体制の整備・確立を進めます。



活力ある商工業の振興

商業、サービス業の自立活動を基本として、経営の合理化・近代化や人材育成などを進めるとともに、観光や農業などの他の産業と併せた特色ある商品・商業地づくりを目指し、商工会を中心として関係機関と密接な連携を図りながら、魅力ある商業環境づくりに努め、消費人口の拡大、商店街活動の充実や地元購買力の強化と販路拡大を図り、商店街の活性化に努めます。

工業（製造業）については、地場産業の振興とあわせ、若い人たちに対応した就業の場の確保を基本に、新しい時代に即応した企業の誘致と、地元企業や既誘致企業の成長・発展を支援し、雇用の場の創出を図ります。



魅力ある観光・レクリエーションの振興

生活様式の多様化・高度化による余暇時間の増大、自然とのふれあいに対するニーズの高まりなどを背景に、周辺市町の観光レクリエーション施設との連携を図りながら、豊かな自然の中で気軽に遊び・憩うことのできる環境づくりに努めます。



2. 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり

私たちは、恵まれた自然環境のなかで、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、恵み豊かな環境を保全・創造し、次代に引き継ぐ責務を有しています。

このため、町民・事業者・団体・行政などがそれぞれの役割と認識のもとに、自然や資源を大切にして環境への負荷を軽減し、自然の循環が損なわれない社会を築くことが重要です。

このような考え方に立って、自然環境の保全と調和を基調に、土地の有効利用を図りながら、魅力ある道路・公園・など生活環境施設の計画的な整備に努めるとともに交通安全・消防・防災などを充実させ、安全に暮らせるまちづくりを進めます。

また、自然環境の保護と創出、ごみ対策、生活雑排水の浄化など積極的な施策の展開により「環境共生・循環型社会づくり」を目指します。

町発展、快適な暮らしを支える条件整備

●計画的な土地利用

土地の有効かつ適正な利用を総合的かつ計画的に図り、自然環境の保全に配慮しつつ豊かな住民生活や活力ある生産活動が営まれるよう、調和のとれた住みよいまちづくりを進めます。



●交通網の整備

幹線道路への関連町道の計画的な整備を進め、地域住民の交通の利便性の向上や安全対策を図っていきます。また、国道・県道については、未整備区間の拡幅改良など国、県へ強く要望促進します。

地域住民の通学、通院や、その他日常生活に必要不可欠な路線バスの維持存続のため関係機関の協力を得ながら広域で連携し住民の交通手段の確保に努めます。

●高度情報化への対応

情報通信技術はめざましい発展をみせているものの、近年の新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が浮き彫りとなりました。

こうしたデジタル化の遅れを取り戻し、「新たな日常」の原動力・社会全体の活性化に資するための情報基盤整備を図り、保健・医療・福祉・教育・文化など町民が関わる多様な分野において、町民の立場に立った質の高い行政サービスの整備を推進します。

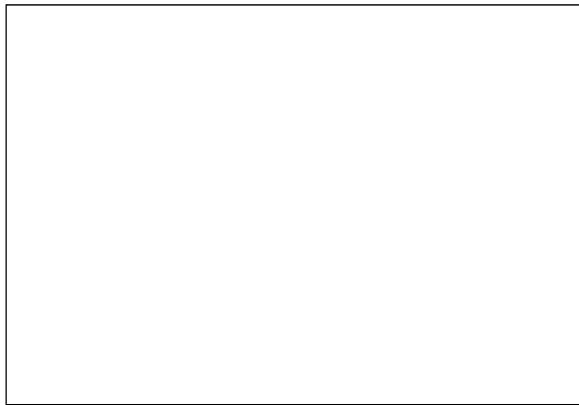
また、制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション(DX)に取り残されないよう、町民に対する情報教育などを推進します。



快適な生活環境の整備

●水道の整備

水道事業を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、施設や管路の耐震化を考慮した更新・整備を順次行い、水道水の安心・安全な安定供給と施設管理の効率化、経営の健全化を図り、持続可能な水道事業の運営に努めていきます。



●生活排水対策

町内全域を対象に小型合併処理浄化槽の設置の推進を図り、快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全を図ります。

●住宅の整備

住宅の整備については、入居者が安全・快適な生活ができるように改善事業への重点化や、耐震改修を推進していきます。また、老朽化した住宅については、修繕で対応し、併せて、民間資金活用集合住宅建設の促進を図りながら居住水準の向上と良好な住環境の整備を目指します。



安全な生活環境の整備

●交通安全対策の推進

歩行者、自転車利用者が安心して通行できる道路環境や交通安全施設の整備を進め、地域・学校・職場などにおける交通安全教育、地域ぐるみの交通安全運動を積極的に推進します。

●消防・防災体制の充実

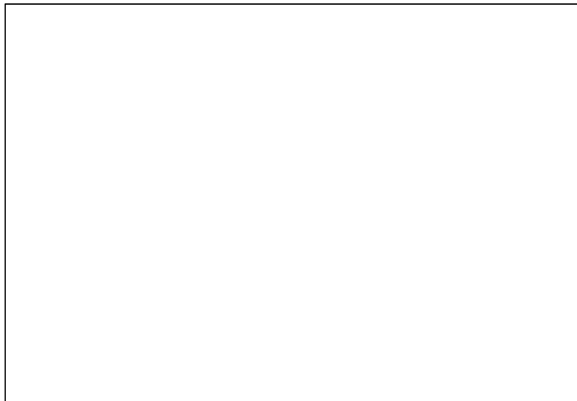
地域・職場などと連携し、協力体制を整え、消防団員の確保、施設、設備の拡充に努めながら消防団の消防力を強化し、町民の防火意識を高め、地域ぐるみの消防体制の確立を図ります。

防災については、災害に強いまちづくりの推進のため、町地域防災計画に基づく災害時の緊急体制の整備を進めるとともに、振興会を基盤とした自主防災組織の組織化を促進し、防災教育などを通じ町民の防災意識の高揚に努め、災害発生の際は災害から町民を守り、被害を最小限に抑えるための情報伝達体制の充実を図ります。



●防犯対策の充実

地域ぐるみの防犯活動を積極的に進め、自主防犯活動の充実を図るとともに、地域住民相互の連帯、防犯意識の高揚に努め、街灯設置など夜間犯罪防止と地域住民の安心・安全確保に努めます。



●環境への負荷の少ない

循環型社会づくり

複雑・多様化する環境問題を解決していくためには、町民、行政、事業者、観光客などの社会を構成するすべての主体が、日常生活や事業活動により環境へ影響を及ぼしていることを認識し、環境への負荷を低減するよう活動を見直すとともに、互いに連携・協力して環境の保全及び創出に向けて取り組んでいくことが必要です。

このため、私たちの意識を改革し、ライフスタイルや社会システム全般を見直し、自主的かつ積極的に環境保全活動に参加・協働する社会実現を目指し、環境への負荷が低減されることによって、資源が循環し効率的に活用される循環型社会づくりを進めます。

また、ごみの適正処理、リサイクルの推進、持続可能な農業・商工業の推進、生活雑排水の浄化などを推進します。

3. 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり

少子高齢化の急速な進展や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、社会情勢が一変するなか、人生百年時代を生き抜くため「健康寿命」を延伸する取り組みを進めます。

また、健常者と障がい者が共に暮らす思いやりに満ちた福祉の環境づくりに取り組みます。

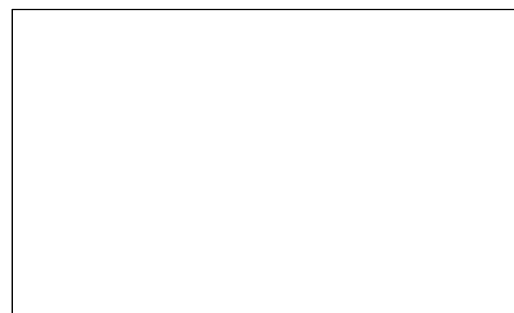
生涯にわたる健康づくり

●保健活動の充実

「健康」は幸せの最も基本となるものであり、町民共通の願いです。健康は、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という基本的な考えのもと、自主的な努力を重ねながら実現していくことが大切です。

また、感染症対策としてすべての町民が「新しい生活様式」の実践に取り組む必要があり、保健衛生への関心を高める健康教育の普及充実が求められます。

これらの課題に積極的に取り組むため保健福祉に係るハード・ソフト両面にわたり機能の充実と活動の促進に努めます。



●高度医療・救急医療体制の充実

高度医療体制や救急医療体制については、広域的に整備、充実を図る必要があるため、関係市町や医師会などと連携し、医療環境の整備促進に努めます。



地域福祉の充実

●高齢者福祉の充実

高齢者が安心して暮らすことができるように、医療と介護の連携、在宅と施設の連携などを強化し、地域における医療・介護・保健福祉のサービスを円滑に推進する「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

●母子保健・児童福祉の充実

妊娠初期から産後まで妊産婦の心身の健康を守るとともに、子育てに喜びや楽しみが持てる環境づくりや児童養育の根幹をなす過程における子育てを支援するため、子育て世代包括支援センターの機能強化を図り子育て世代に寄り添う支援の充実に努めます。また、育児と仕事が両立できる環境づくりに努めるため、次代を担う児童の権利擁護、健全育成及び資質の向上を図り、子どもの個性や能力を伸ばすことのできる地域社会を築いていきます。

また、ひとり親家庭の親と子が、社会的に自立し、生きがいに満ちた生活を送るためには経済的安定を図ることも一つの大切な要因となります。しかし、就労の確保をはじめ、親子の健康づくり、地域社会との関係づくりなど様々な課題も存在しています。これらの課題を解決し、安心して子育てができる環境整備、総合的な支援を進めます。



●障がい者福祉の充実

障がいのある人も障がいのない人と同じように住み慣れた地域の中で生活できる社会環境を整備するため、障がい者の就労や住環境の支援など、広域的に関係機関が連携し、障がいのある人が住み慣れた地域や家庭でいきいきと安心して暮らせる社会づくりに努めるため、行政と住民が一体となって総合的な障がい者福祉の向上に努めます。

●地域福祉活動の充実

町民一人ひとりが福祉についての理解を深め、互いに助け合う地域づくりを目指し、「共に取り組む」気運の醸成に努めるとともに、地域住民も参画する包括的な相談支援体制の整備を推進します。

4. あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり

「あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり」を目指し、生涯学習の観点に立った学校教育・社会教育を推進し、主体性、創造性、国際性を備えた心身ともに健康で、人間性豊かな市民の育成を目指し、活力ある教育の振興を図っていきます。

生涯学習の推進

●生涯学習の推進

これまで、「生涯学習のまちづくり」を目指して様々な施策を展開し、所期の成果はあがっているものの、必ずしも学習成果を活用した地域づくりにつながっていない状況があり、今後は「生涯学習によるまちづくり」への意識の転換を図る必要があります。

このため、生涯学習の観点に立った学校教育、社会教育を推進し、心の通い合う人間性豊かで、創造性と社会性に富む市民の育成に努め、活力あるまちづくりを進めます。

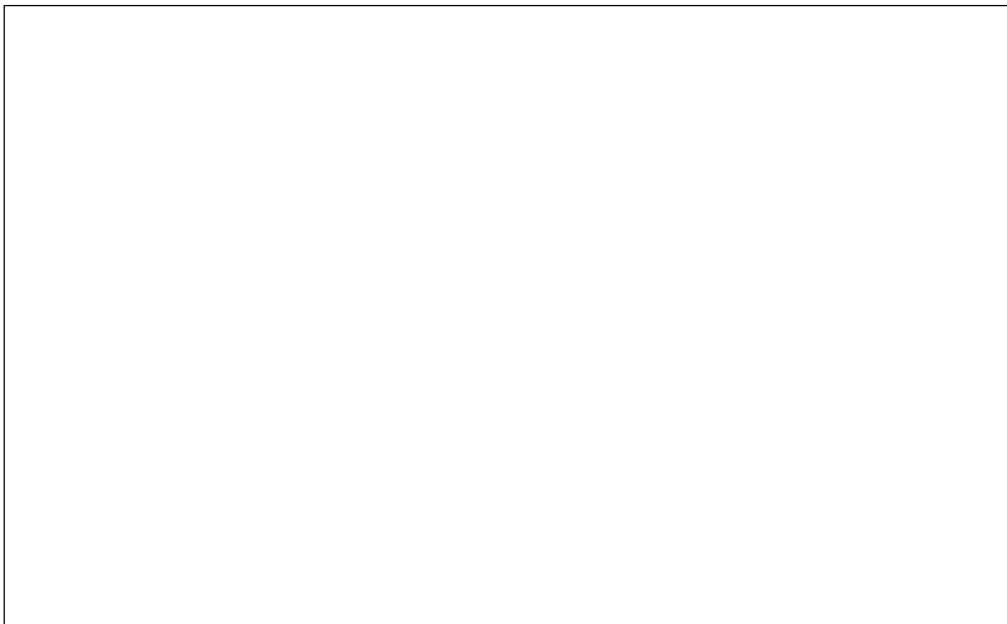
また、市民が、いつでも自由に学び、個性豊かな自己表現ができるよう、生涯学習体制の整備・充実等に努め、総合政策として積極的に推進します。

学校教育の充実

●学校教育の充実

幼児教育・学校教育・社会教育にいたる生涯学習の活発化を図るため、地域社会・学校・家庭が連携をさらに密にし、教育を展開することが重要です。

幼稚園教育・学校教育・社会教育の改善充実と適正な学習機会の拡充に努め、国際化や情報化が一層進み、急激に変化する時代に対応できる教育を推進するとともに、生涯学習・国際化社会・情報化社会等も考慮した、教育・学習環境づくりを積極的に推進します。「あいさつ」と「ありがとう」、「静かに聞く」、「自分で考える」の3つを一時徹底事項とし、未来の創り手となるための必要な資質・能力を子どもたちに育てていきます。





社会教育・文化活動の充実

●社会教育の充実

著しい社会経済情勢の変化に伴ない、家庭、地域社会の教育力や連帯感の希薄化が生じつつあります。生涯学習社会の形成を目指して、関係団体との連携を図りながら推進体制の充実、多様な学習機会の拡充、社会教育施設の整備を進めます。

また、郷土の特色を生かした諸施策を展開し、家庭や地域の教育機能の活性化に努めます。

●文化活動・文化財保護の充実

社会経済環境の急激な変化を背景に、人々の価値観や生活様式の多様化が一層進みつつあるなかで、物の豊かさよりも心の豊かさを大切に、生活のゆとりやうるおいを重視した個性的で、創造的な生き方を求める傾向が強まっています。

文化活動は、人々の心のよりどころとして必要不可欠なものであり、伝統芸能や歴史的文化遺産の保存・伝承に努める一方、新たな時代にあった町民文化の創造と活用を図り、地域社会の活性化や生きがいのある人生が送れるよう、薫り高いふるさと文化基盤の整備・充実に努めます。

また、学校教育や生涯学習で、町民が郷土の豊かな自然や地域文化に触れる機会の拡充を図るとともに、自ら文化活動に参加できる環境づくりと後継者育成を進めます。

●新時代に対応する教育の推進

国際化、高度情報化の進展、核家族化、少子化の進展に伴ない、地域社会の連帯感の希薄化や青少年を取り巻く諸問題等、社会環境は大きく変化してきているなかで、次代の郷土を担う心豊かな青少年の育成や生涯学習の推進に努めてきました。

しかし、社会経済情勢の変化は著しく、これに的確かつ柔軟に対応し、21世紀の新しい郷土づくりを担う創造性豊かな人材の育成、確保が重要となっています。

国際化に対応する国際性豊かな人材の育成のため、青少年の主体的な社会参加活動の促進及び国際交流事業の活用をはじめ、様々な国際交流事業が行われるよう関係団体の育成、関連情報の提供などの充実を図ります。

また、すべての町民が豊かな人生を自らひらき送れるよう、国際化に関する学習機会の拡充など、生涯学習社会の環境づくりを積極的に推進します。





スポーツ・レクリエーション活動の振興

●スポーツ活動の促進

東京オリンピックなどによる社会的高揚感の中でスポーツ全般に関心が高まってきており、その中で町民運動場、町総合体育館やその周辺施設の整備も図られ、町民が主体的に健康づくりやスポーツ活動に取り組む環境整備は整ってきました。一方で、生産年齢にある壮年層のスポーツ活動や体力づくりへの取り組みが十分とはいえず、健康問題への懸念もみられる状況であります。

そこで、これまで開催してきた町民運動会、駅伝競走大会、職域バレーボール大会などの町民参加のスポーツイベントをさらに充実させながら、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に参加できるスポーツ機会の新たな創出を促進していきます。

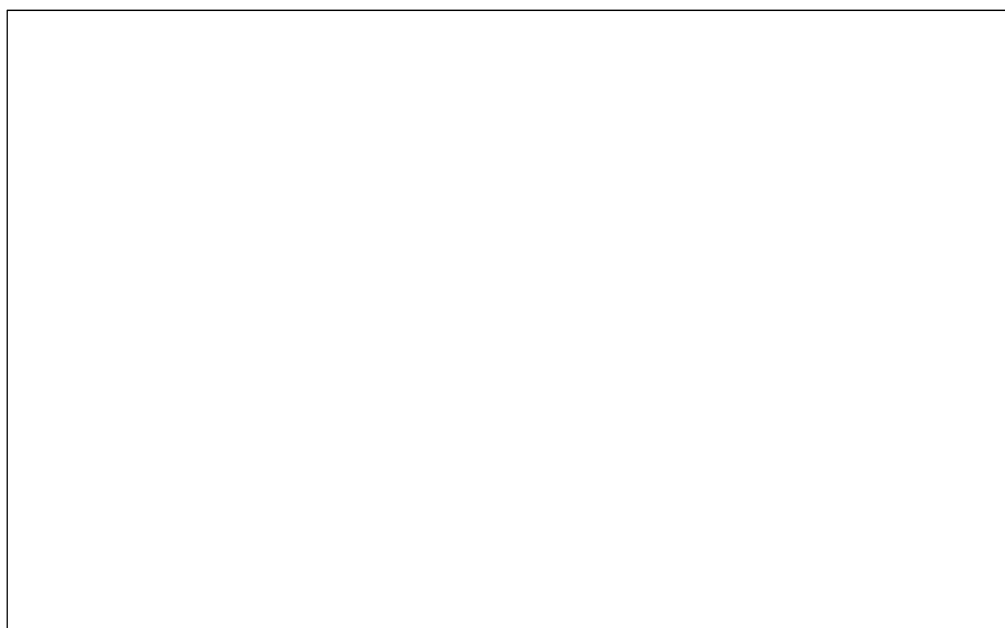
このため、指導者の養成や情報提供体制の充実、各種団体（体育協会、スポーツ少年団など）の育成を図るとともに、健康やスポーツに対するニーズの多様化・高度化に対応する体制を整備し、競技力向上と健康の維持増進を同時に目指します。



男女共同参画社会づくり

●男女共同参画社会づくり

社会構造の変化、男女雇用機会均等法の定着など、女性の社会参加が増えてきています。豊かで活力ある未来を築くため、お互いの人権を尊重しながら男女平等をめぐる意識づくり、環境づくりを進め、男女共同参画社会を構築します。



5. 住民参画による共生・協働のまちづくり

住民や地域の振興会、NPO、ボランティア団体が行政と連携し、まちづくりや地域コミュニティづくりを進めるとともに、住民が参加しやすい環境づくりや、まちづくりをけん引するリーダーの育成に努め、住民参画による共生・協働社会を目指します。

地域コミュニティの再生・創出

地域コミュニティの最小単位である振興会は、地域活動や住民活動を支える基盤として機能してきました。同様に、子ども会や高齢者クラブなどの地域の各種団体もその目的達成のため活動を展開していますが、少子高齢化や過疎化、家族形態の多様化・個人化の進展、共同体意識の希薄化に伴い、振興会活動への参加者の減少やリーダーの確保が困難になるなどコミュニティ機能の脆弱化が進行しています。このような中、新しい共生・協働のまちづくりを推進します。

地域が必要とするサービスが提供される仕組み

住民が公共サービスの受益者であると同時にサービスの提供者になることが求められています。地域社会の課題や特定のテーマについて自らの意思で課題解決に取り組むNPOやボランティアは、共生・協働の地域社会づくりの担い手として期待されています。また、高齢化等で弱くなった地域コミュニティの活性化には、NPOなど地域外との連携を図っていきます。

地域の総意をつくり活かす仕組み

弱くなった地域の力を再生させるためには、既存の枠組みにとらわれずに、地域の総力を結集するような仕組みが必要です。地域にある様々な団体が一つの組織としてまとめ、身近な事柄について地域の総意をつくりあげる。そこで決まったことは、行政や地域内の住民、団体が尊重する。こういったことが制度上きちんと保障されることが重要であり、このような仕組みとして、近隣自治組織の構築を推進します。

人材を発掘・養成する仕組み

「地域づくりは人づくり」と言われます。地域活動を担う人材発掘・養成は、実践活動を通じた経験と、知識を得るための学習を積み重ねていくことが大切です。行政は実践的講座や体験活動への参加機会の提供など、リーダーの能力向上のきっかけとなる支援策が求められています。また、豊かな経験やノウハウを持つ高齢者や未就労の技能習得者など地域の潜在的な力の活用を進めます。

第5章 人口の見通し

1. 人口の将来予測

本町の人口は、昭和30年の11,970人をピークに、その後減少の一途をたどっています。

我が国の経済が高度成長期へと向かい、それに伴って若年層を中心とした都市への流出が続き、今日に至っています。

平成27年の国勢調査では、人口6,530人、令和2年の国勢調査では、6,237人となっており、鈍化の傾向にはありますが、まだ依然として減少しています。

一方〔別表1〕の本町の人口構成を見ると、令和2年は、若年人口が~~43.3%~~、生産年齢人口が~~51.3%~~、高齢人口が~~35.4%~~となっています。

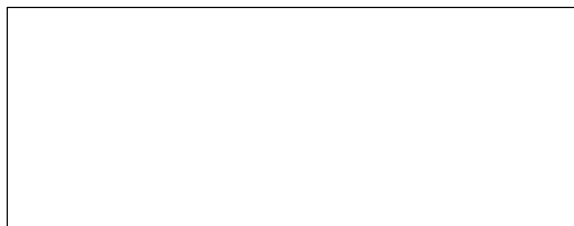
これが、令和22年には、総人口が4,501人で、構成比で見ると高齢人口が、39.0%と高くなり、本町においても「3人に1人が65歳以上」と、高齢化社会はますます進んでいくことが予想されます。

2. 目標人口

働く場を確保することが必要であると、大部分の町民が望んでいます。

人口増を図るためには、様々な取り組みが必要ですが、そのためには、若者が就労できる企業誘致や地場産業の推進を図るなど、若者が定住できる環境整備を積極的に推進し、特に生産年齢人口の維持確保とそれ以上の将来人口を目指すことが重要な課題です。

このようなことから、計画の最終年度である、令和12年度（2030年度）における目標人口を5,730人とし、その目標に向かって諸施策を講じて人口の定着化を図る必要があります。



〔別表1〕 人口の将来予測

区 分		令和2年 (国調人口)	令和7年 (推計値)	令和22年 (推計値)	人口の増減状況 (令和2年を100とした場合の令和22年の指数)
東 串 良 町	総人口 (構成比)	6,237人 (100.0%)	5,671人 (100.0%)	4,501人 (100.0%)	72.2
	15歳未満 (構成比)	871人 (13.3%)	783人 (13.8%)	559人 (12.4%)	64.2
	15歳～64歳 (構成比)	3,347人 (51.3%)	2,708人 (47.8%)	2,189人 (48.6%)	65.4
	65歳以上 (構成比)	2,312人 (35.4%)	2,180人 (38.4%)	1,753人 (39.0%)	75.8
鹿 児 島 県	総人口 (構成比)	1,588千人 (100.0%)	1,511千人 (100.0%)	1,284千人 (100.0%)	80.9
	15歳未満 (構成比)	220千人 (13.5%)	195千人 (12.9%)	151千人 (11.8%)	68.6
	15歳～64歳 (構成比)	929千人 (57.0%)	785千人 (52.0%)	627千人 (48.8%)	67.5
	65歳以上 (構成比)	479千人 (29.4%)	531千人 (35.1%)	506千人 (39.4%)	105.6

資料：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所

第6章 構想の実現に向けて

町民とともに進めるまちづくり

個性豊かな活力あるまちづくりを目指すため、限られた財源をもって行財政の効果的、効率的な運営を図りながら、町民と行政が一体となって計画の着実な推進を図ることが重要です。

生活様式の多様化や行政需要の複雑化に伴い、増大するニーズに的確・効率的に対応できる行政機構の見直し、事務の効率化、広域行政の充実、健全な財政基盤の確保に努めると共に、広報・公聴活動の充実を図り、町民の行政参加を促進し、町民とともに歩むまちづくりを進めます。

●町民参加の促進

町民の声を行政施策に反映させるため、地域の自主的なコミュニティ活動を助長し振興会組織の育成を図りながら、地域住民が主体的にまちづくりに参加できるよう、その体制づくりを進めるとともに、広報・公聴活動を充実させ、情報公開を進めながら諸施策などを推進します。

●効率的な行政運営

社会経済情勢の変化、多様化する行政需要に対応しうる行政を進めるため、職員の資質向上、事務の簡素化などを図りながら、効率的な事務執行に努め、きめ細やかな住民サービスを提供します。

●健全な財政運営

財源の計画的・重点的な配分や、より一層の経費の節減合理化に努め、弾力性のある健全な財政運営を進め、事務事業を計画的に進めます。

●広域行政の運営

地域住民の生活圏や産業活動の広域化に伴い、多様・高度化する行政需要に対応するため、周辺市町と連携し、今まで以上に積極的に広域行政の推進に努めます。

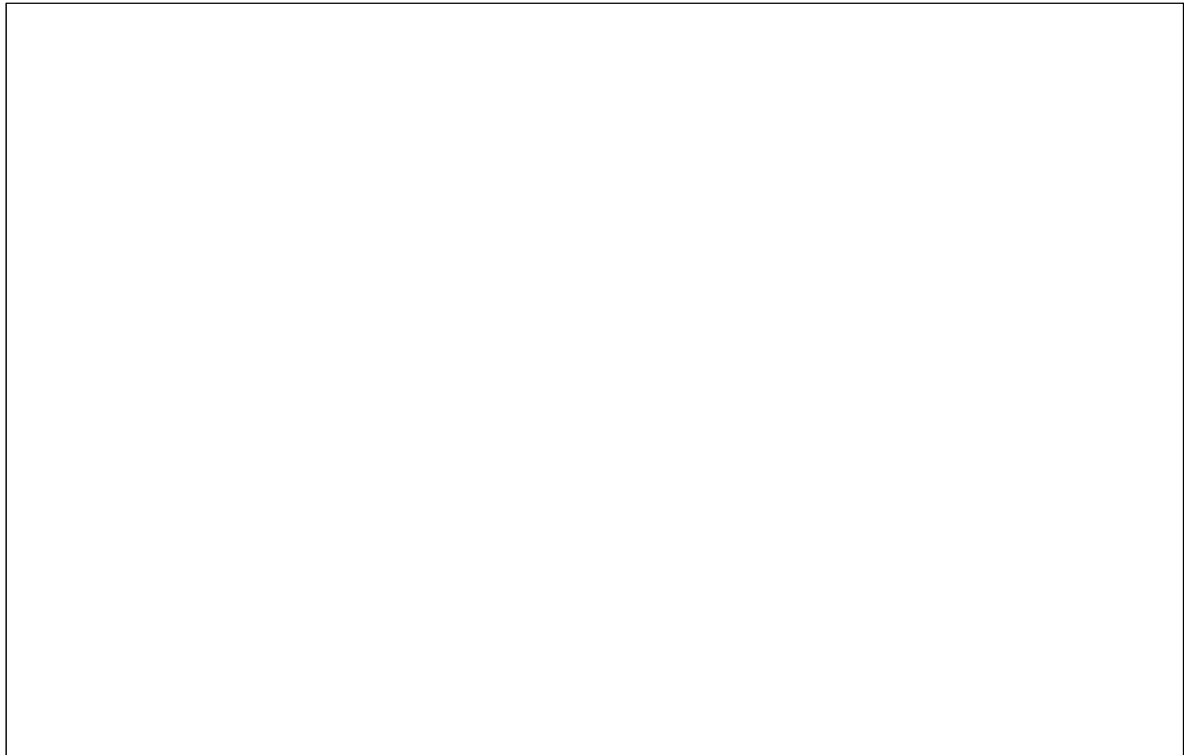
また、大隅広域定住自立圏形成協定に基づき、定住自立圏全体の人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ります。

東串良町では、平成23年度に「東串良町総合振興計画」を策定し、これまで10年間「個性豊かな活力あるまちづくり」を目指して、産業振興や住民福祉の向上等の各種施策を積極的に取り組んでまいりました。このたび前町総合振興計画を見直し、大きく変化している社会経済情勢、少子高齢化の中で、定住人口の維持・増大、産業構造の変化に応じた雇用・就業機会の確保、住民のニーズに応じた環境改善など重要課題に対処すべく、令和4年度を初年度とし令和13年度を目標年次とする「東串良町総合振興計画」を策定しました。

平成18年に策定しました集中改革プランを効率的に運用しながら、行財政改革に取り組んでおります。また、国際的情報通信網の整備やICT化が急速に進み、地域間（個人間）の情報格差が拡大することも懸念されることから、技術革新による産業構造の変化も予測されます。今後、全国的な出生率の低下による少子高齢化がますます進み、2050年には1億人を割り込むと予想され、労働者不足による経済活動の低迷も深刻な問題となるところで

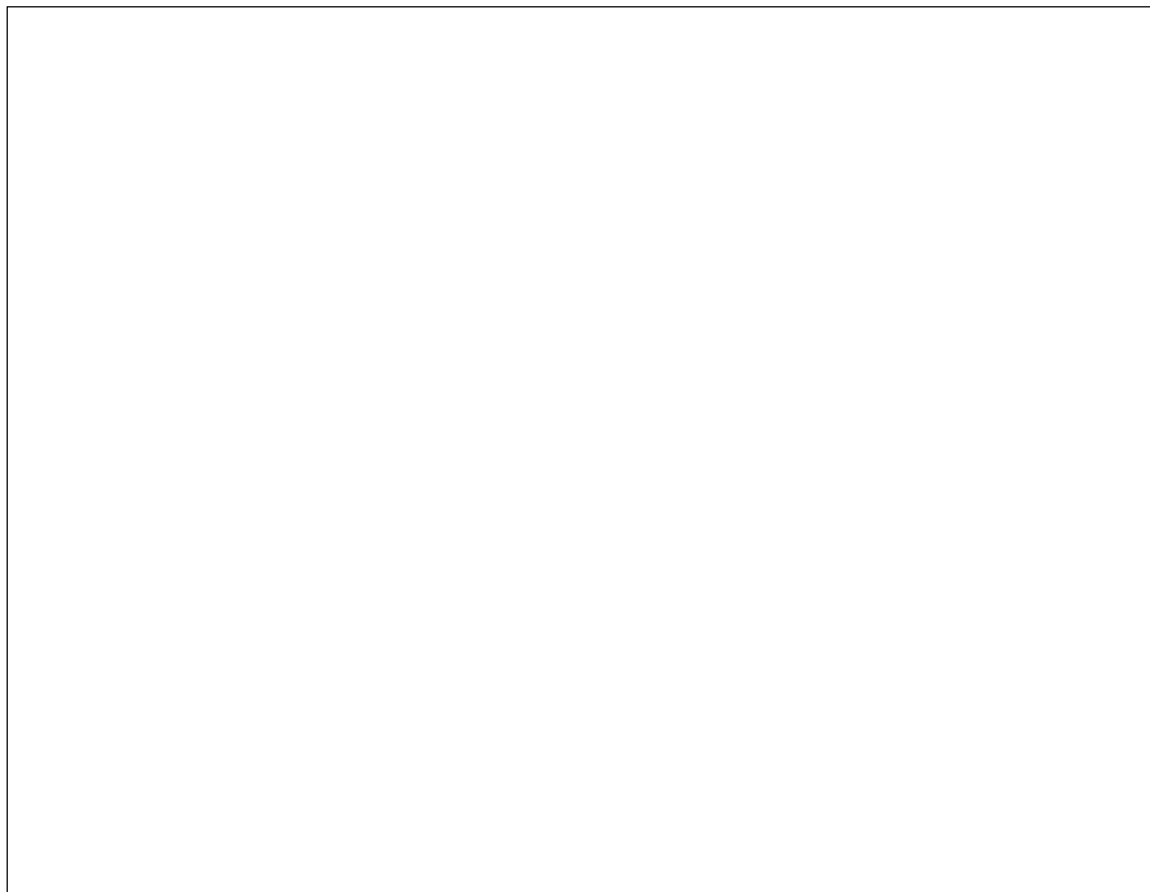
す。

このようなことから、総合振興計画の基本構想に基づき基本計画（目標年次令和13年度）を策定しました。住民の皆様とともに「個性豊かな活力あるまちづくり」を目指し、さらに、住民、議会のご協力を頂きながら国・県関係機関との連携のもとに、この計画を基本として、全力で町政運営にまい進したいと思っています。



第3編

基本計画



SDGsの推進

SDGs（持続可能な開発目標）とは、2015年（平成27年9月）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で示された、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。

SDGsは、貧困、エネルギー、成長・雇用、気候変動など、持続可能な社会の実現のための17のゴールと169のターゲットから構成されています。また、取り組みに当たっては、普遍性、包摂性、参画性、統合性、透明性の5つの原則を重視することとしています。

普遍性	先進国を含め、全ての国が国内と国外の両面で行動する。
包摂性	人間の暗線保障の理念を反映し、「誰一人取り残さない」包摂的な取り組みを行う
参画性	全てのステークホルダー（政府、企業、NGO、有識者等）が役割を持つ
統合性	社会・経済環境は相互関連性があるため、統合的に取り組む
透明性	モニタリング指標を定め、定期的にフォローアップし、評価・公表する









我が国では、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（令和元年12月20日改定）において、政府及び各ステークホルダーは、各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たっては、SDGsを主流化（SDGsの要素最大限反映）することとしています。












また、国の第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、横断的な目標（新しい時代の流れを力にする）において、「SDGsの理念に沿って進めることにより、政策全体の全体最適化や地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取り

組みの一層の充実・深化に繋げることができるとしている。このため、SDGsを原動力とした地方創生を推進する」としている。

SDGsが掲げる目標は、スケールは異なるものの本町の取り組みと重なる者も多く、SDGsの理念は、従来から町政の中に相当程度取り込まれているところですが、本計画の各施策分野にSDGsの17のゴール明確に関連付けることで、総合振興計画、地方創生、SDGsを一体的に推進するものとし

■施策ごとのSDGsにおける17の国際目標の対応一覧

		1	2	3	4	5	6
		貧困	飢餓	保健	教育	ジェンダー	水・衛生
基本目標	施策						
1 自然と調和した躍進する産業のまちづくり	1 活力ある農業の振興		●	●			
	2 活力ある水産業の振興		●	●			
	3 活力ある商工業の振興	●					
	4 魅力ある観光・レクリエーションの振興				●		
2 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり	5 町土発展、快適な暮らしを支える条件整備	●					●
	6 快適な生活環境の整備	●					●
	7 安心な生活環境の整備	●					●
	8 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり						
3 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり	9 生涯にわたる健康づくり			●			
	10 地域福祉の充実	●	●	●	●		
4 あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり	11 生涯学習の推進				●	●	
	12 学校教育の充実	●	●	●	●	●	
	13 社会教育・文化活動の充実				●	●	
	14 スポーツ・レクリエーション活動の振興			●	●	●	
	15 男女共同参画社会づくり				●	●	
5 町民とともに進めるまちづくり	16 町民参加の促進			●	●		
	17 効率的な行政運営				●		
	18 健全な財政運営			●		●	
	19 広域行政の推進			●	●	●	

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
エネルギー	成長・雇用	イノベーション	不平等	都市	生産・消費	気候変動	海洋資源	陸上資源	平和	実施手段
 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	 8 働きがいも 経済成長も	 9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	 10 人や国の不平等 をなくそう	 11 住み続けられる まちづくりを	 12 つくる責任 つかう責任	 13 気候変動に 具体的な対策を	 14 海の豊かさ を増やそう	 15 陸の豊かさも 守ろう	 16 平和と公正を すべての人に	 17 パートナーシップ で目標を達成しよう
	●	●		●	●	●		●		●
	●	●		●	●	●	●			●
	●	●		●	●			●	●	●
	●	●			●			●		●
●		●	●	●		●			●	●
●		●	●	●		●			●	●
●		●	●	●		●			●	●
●		●		●	●		●	●		●
						●				●
	●	●	●	●						●
			●	●						●
	●		●			●			●	●
			●	●						●
			●							●
	●		●						●	●
		●		●		●			●	●
		●		●	●	●			●	●
		●		●	●	●			●	●

第1章 自然と調和した躍進する産業のまちづくり

1. 活力ある農業の振興

■現状と課題

国際化の進行や国内における産地間競争の激化をはじめ、農業従事者の高齢化や農業担い手不足等により農業を取り巻く環境は厳しくなっています。

また、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）いわゆる全ての関税を撤廃する交渉への参加問題など、日本の農業の根幹を揺るがしかねない状況になっています。

本町は、米・施設園芸・肉用牛を基幹とした農業経営が主体であり、環境保全に配慮しつつ地力増進、近代化施設の導入等による生産性の向上を図るなど、農業振興に積極的に取り組み、農業経営の安定向上に努めてきましたが、近年、燃油価格高騰による生産コストの増や産地間競争など、農業全体に大きな影響を及ぼしています。

農業構造をみると、平成27年の農家数は592戸であり、平成22年と比較すると332戸減少しています。また、60歳以上の農業就業人口は、877人で総農業就業人口の48.2%を占めており、高齢化はさらに高まるものと予想されます。

このような情勢のなか、今後、本町の農業・農村の活性化を図るためには、土地基盤整備、農道等を計画的に整備し、農地中間管理機構との連携等により担い手への農地の集積や集約化を推進し、新規就農者の育成・確保、中核的担い手農家の規模拡大、生産組織の育成強化、スマート農業の普及推進、大型機械導入等による、低コスト高生産性農業の展開を図る必要があります。

また、SDGsの更なる推進や令和3年5月に策定された「みどりの食料システム戦略」に基づく、環境に配慮した持続可能な農業の実現を目指します。

■関連するSDGs

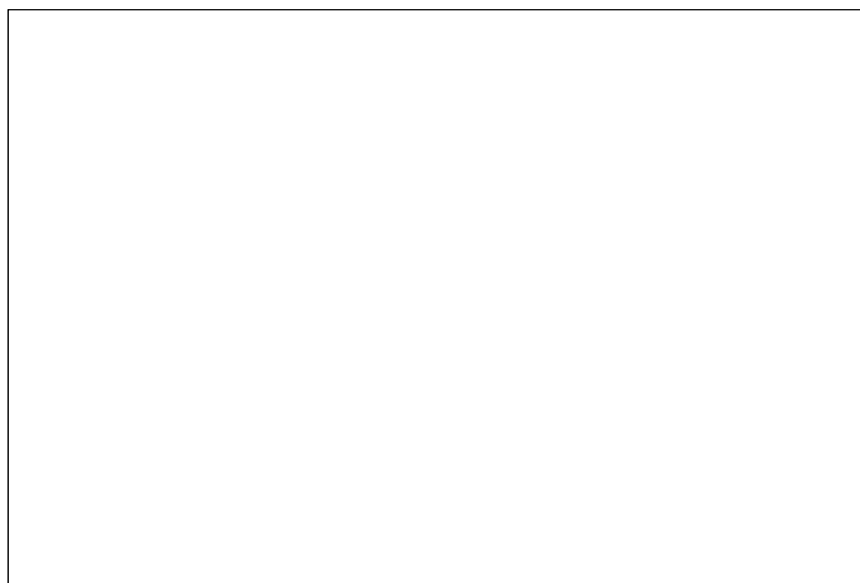


東串良町の農業関連指標

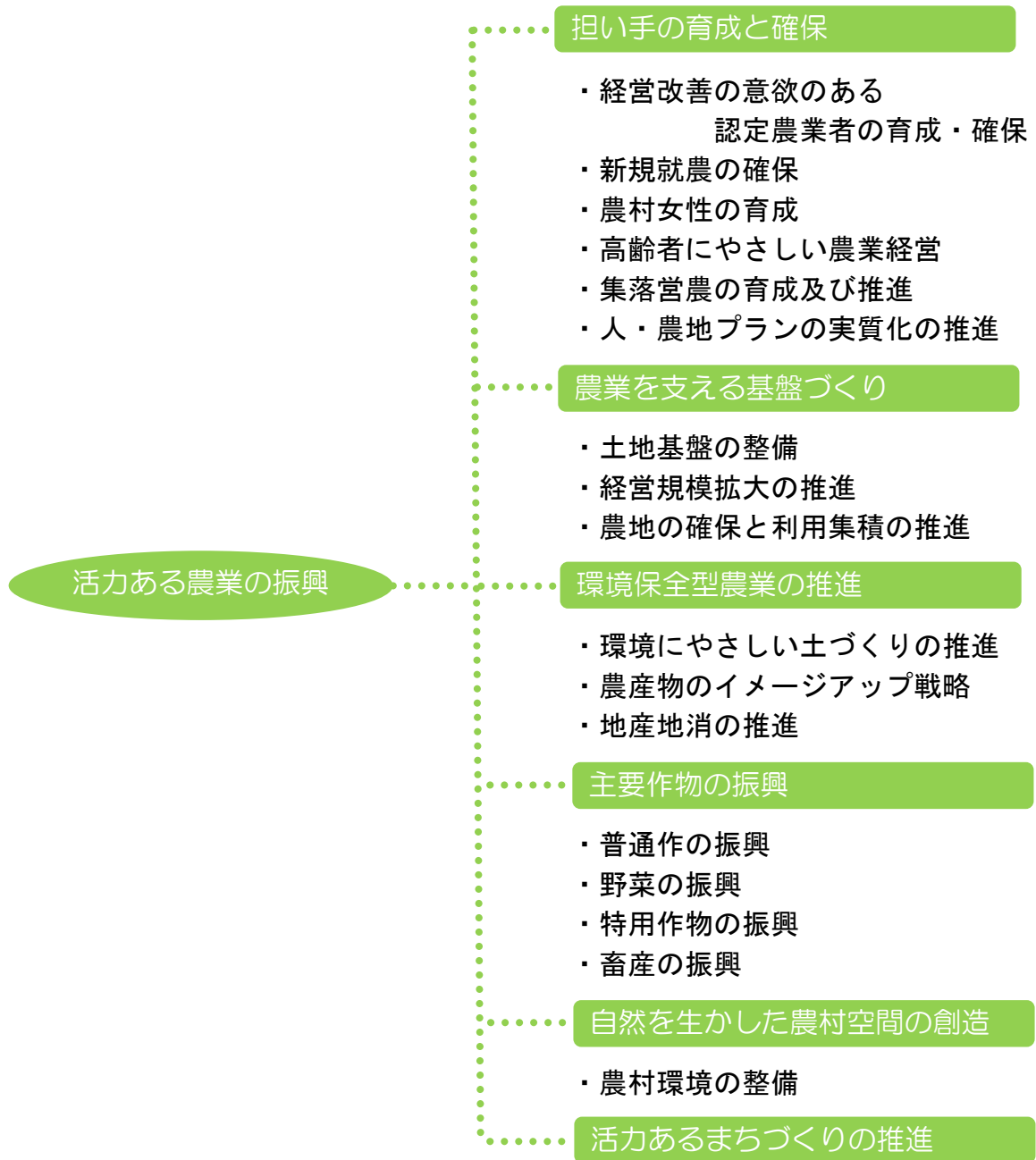
区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口（人）		7,530	7,122	6,801	6,530
農家人口（人）		3,530	2,435	2,214	1,472
総人口に占める農家人口割合（％）		46.9	34.1	32.6	22.5
農業就業人口（人）		1,576	1,816	1,190	984
総世帯数（戸）		3,043	2,965	2,960	2,826
農家数	総 数（戸）	1,220 (100.0)	1,077 (100.0)	924 (100.0)	592 (100.0)
	専 業 農 家（戸）	485 (53.4)	489 (45.4)	461 (49.9)	402 (67.9)
	第1種兼業農家（戸）	156 (17.2)	124 (11.5)	82 (8.9)	85 (14.4)
	第2種兼業農家（戸）	579 (29.4)	464 (43.1)	381 (41.2)	105 (17.7)
総世帯数に占める農家数の割合（％）		29.8	36.3	31.2	20.9
経営耕地別農家数	0.5ha 未満	450	408	338	502
	0.5～1.0ha	280	239	189	165
	1.0～2.0ha	319	261	219	161
	2.0～3.0ha	79	74	71	55
	3.0ha 以上	84	95	107	101
	例 外 規 定	8	—	—	—

※「農家数」の（ ）は構成比です。

資料：農林業センサス、東串良町農林水産課調



■ 施策の体系



■施策の方向

1. 担い手の育成と確保

(1) 経営改善意欲のある 認定農業者の育成と確保

地域農業を持続的に発展させていくためには、地域農業のリーダーとなり得る担い手を確保・育成することが必要です。

このため、担い手育成総合支援協議会で連携を図りながら、対象者を絞り込んで認定農業者制度を活用しながら、新規認定農業者の発掘及び再認定者の育成について、経営改善計画の作成・分析を行いながら経営についての指導を推進します。

また、高い生産性と農業所得を実現するため、資質の高い優れた青年農業者や高い技術を持ち、地域の指導的中核農家である指導農業者や女性農業経営士の育成に努めます。

さらに、経営熟度の高い担い手については、法人化に向けた取り組みを促進するなど、地域農業の中核となる企業的な経営体の育成を図ります。

(2) 新規就農の促進

就農人口の減少に対応していくためには、地域農業の担い手となることが期待される新規就農者を確保・育成することが必要です。新規就農者が、農業に従事していくなかで、後継者支援協議会等と連携を図りながら、経験豊かな高齢者を活用し、農業指導を行うことと併せて、必要な農業機械や施設等の整備を補助事業等により重点的に実施し、就農後の技術指導等のアフターができるようJA・県普及指導員と協力し、経営技術面の支援をきめ細かく実施します。また、農業に対する固い意志と意欲のある新規就農者が、安心して就業するための研修機関として、独立採算で運営できる農業公社等の調査研究に取り組みます。

(3) 農村女性の育成

地域農業の活性化に大きく貢献しているのが女性であり、経営や技術面においても育成することが必要です。女性農業者の経営や地域づくりの担い手の位置づけを明確にし、女性の活躍の場を広げていくためにも、家族の話し合いを基本とした家族経営協定の締結や女性の活動や子育て期における負担の軽減など、女性の地位と向上と能力が発揮できる体制づくりを推進します。

(4) 高齢者にやさしい農業経営

農家の高齢化が進む中、高齢者も農村づくりに参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。このため、高齢者が有する知識や技能、経験を生かして生産・加工・販売活動を行うグループの育成や高齢者の体力に見合った作物の導入や経営形態などによる、高齢者にやさしい農業を推進します。

(5) 集落営農の育成及び推進

集落営農の必要性を農業者組織に啓発し、集落のリーダー育成、組織運営の協力を行い、地域の効率的な農作業が行えるよう促進します。

(6) 人・農地プランの実質化の推進

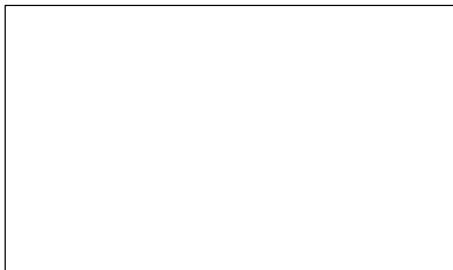
農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していくことが必要です。

このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来設計図」である人・農地プランの実質化を推進し、農地利用を担う中心経営体への農地集約化を図ります。

2. 農業を支える基盤づくり

(1) 土地基盤の整備

県営ほ場整備事業により、令和1年度までに町水田面積の63%を整備しています。今後も、計画的な県営ほ場整備事業による基盤整備を促進しながら、担い手への農地の集積と集約化を図り、農地の大区画化と汎用化による、生産性の高い農業生産基盤の整備を進めます。



(2) 経営規模拡大の推進

水田農業ビジョンの実現に向けた農業政策を実施し安定した水田農業の振興を図ります。さらに農作業の受委託等を推進することにより、集団集積の耕作による大型機械の導入が可能となり、生産コストの低減が図られることから、高生産性農業の確立と経営規模拡大の推進に努めます。

(3) 農地の確保と利用集積の推進

農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進します。

森林化、原野化して再生利用が困難と見込まれる荒廃した農地に対しては、計画的に非農地判断をし、農家への利用意向調査を行い積極的に遊休農地の解消を図ります。

また、農地地図情報システムを有効に活用し、農地の担い手等へ集積されるよう努めます。

3. 環境保全型農業の推進

(1) 環境にやさしい土づくりの推進

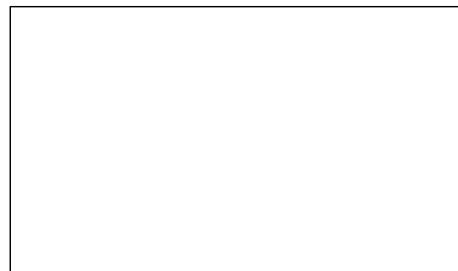
土は農業の源であり、生きた土づくりが高生産農業の基本です。安心・安全な農産物を求める消費者ニーズや環境保全への関心が高まるなかで、近年、堆肥等の施用が著しく低下してきているなど、土づくりがおろそかになる一方で、化学肥料、農薬への過度の依存による営農環境の悪化が見られます。

近年、消費者に安心・安全・健康志向が高まるなか、付加価値の高い農産物を供給するため、土づくりの拠点として整備を進める堆肥センターを活用し、家畜排せつ物の適正処理を推進するなど、畜産環境の改善に努めるとともに、有機物の循環利用を推進し、環境にやさしい産地づくりを目指します。

(2) 農産物のイメージアップ戦略

かごしまブランドのピーマン・きゅうりをはじめとする農産物をPRし、町のイメージアップを図るため、化学肥料や農薬の使用量軽減を図るとともに、有機質肥料の有効利用により健康に配慮した安全性の高い農産物づくりを進めます。

また、農畜産物の高品質化を目指した取り組みや、新たな農産加工品づくりを進めます。



(3) 地産地消の推進

地元の食材を地元で消費する「地産地消」や旬の食材を使う「旬産旬消」を推進しながら、児童・生徒の農業体験学習などを通じて食の大切さ、健康的な食生活、料理、食文化の教育活動にも努めます。また、物産館で生産者が自分で作った農林水産物を販売して、消費者との交流を図り、安心安全な農林水産物を提供する場づくりを支援し、地元農林水産物のPRを推進します。

4. 主要作物の振興

(1) 普通作の振興

ア 米

水田の基盤整備により高生産性農地の確立を図るとともに、米の計画的生産を基本に「うまい米づくり」、「売れる米づくり」を目指します。また、消費者ニーズにあった減化学肥料、減農薬栽培による良質米づくりを進め、食糧自給率向上を図り、新規需要米などの戦略作物の振興と組み合わせた収益性の高い水田農業経営の確立を目指します。



イ 甘しょ

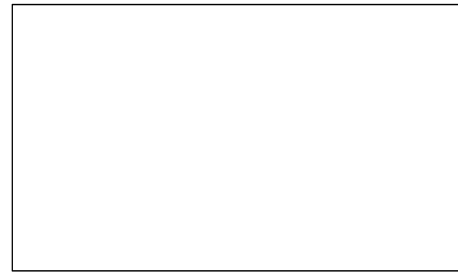
甘しょについては、でん粉用から加工用、焼酎用への用途の拡大を図りながら技術改善や機械導入による省力化・低コスト高品質生産を目指すとともに、優良品種の導入を推進します。

(2) 野菜の振興

ア 施設園芸

かごしまブランドのピーマン、きゅうりを中心に、スイカやメロン等の施設園芸の一層の産地づくりを目指し、統一した完熟堆肥の施用による土づくりを進め、安心・安全で健康志向の消費者ニーズに対応した特色ある産地の維持・発展を図るため、エコファーマーやK-GAP「かごしまの農産物の認証」を取得し、食の安心・安全地帯を構築します。

また、脱炭素化や化学資材の使用低減、環境制御や自動収穫ロボット等のスマート技術を推進し、生産性向上と労働力軽減を目指します。



イ 露地野菜

だいこん、バレイショ、さといも、ゴボウ、キャベツ、レタス、ブロッコリー、にんじん、たまねぎなどを中心に契約栽培を進めながら、加工・業務用など用途別ニーズに対応した生産技術の確立・普及と生産・流通・加工施設の整備に対する支援を行います。

(3) 特用作物の振興

ア 茶

「かごしま茶」銘柄確立・消費拡大に向け、製造過程における衛生管理などに配慮した、安心・安全な茶づくりと加工施設の近代化を進め、茶業経営の安定を図ります。

(4) 畜産の振興

ア 肉用牛

国際化や産地間競争に対応できる生産基盤の強化を図るとともに、「東串良」の銘柄の確立に努めます。このため、肉用牛を専業とする大規模な生産者を育成するため、低コスト、高品質生産を基本にICT技術の導入や施設、機械の整備を推進し、優良な肉用牛の導入を積極的に行い、改良増殖を図るとともに、先進的経営体の確立を図ります。

また、働き方改革が進む中、肉用牛農家にも休息とゆとりある経営を目指し、肉用牛における定休型ヘルパー組織の育成を目指します。

イ 豚

国際競争力のある養豚経営を目指すとともに家畜伝染病に対応した防疫体制を整え、消費者ニーズの多様化に対応した、安全でおいしい高品質豚肉の生産を促進します。

ウ 酪農

需要に見合った計画生産を基準とした産乳能力の向上を図るとともに、近年進む酪農家の減少に歯止めをかけるため、後継者の育成に力を入れていきます。

また、省力管理システムの導入による先進的酪農経営体の育成や、酪農ヘルパー組織「デーリーサポートかごしま」及びコントラクター組織の効率的利用により、ゆとりある経営体の育成を促進します。

エ 飼料作物

和牛や乳用牛をはじめとする家畜経営の安定と生産性の向上を図るには、良質粗飼料の確保が必要不可欠となります。粗飼料生産のコストを低減しつつ、飼料自給率を向上させるため、早生・中生・晩生品種の使い分けを行い、収穫時期の労力の分散を図った作付け技術の推進を図ります。

また、耕種農家と畜産農家との連携による水田等の高度利用と機械等の導入により粗飼料供給体制の整備を促進します。

5. 自然を活かした農村空間の創造

農村環境の整備

農村地域における混住化及び生活様式の多様化等により、住民相互の連帯意識が薄れつつあり、農業生産環境や集落環境に著しい変化が表われています。

このため、村づくりの話し合い活動や非農業者との連帯意識を深めるコミュニティ活動の推進に必要な施設等を整備するとともに、集落住民の連帯意識の高揚を図り、安全

で住みよい豊かな地域社会の実現に努めます。

農業・農村は食料を供給する役割だけではなく、国土保全や環境保全などの多面的な機能を持ち、国民の暮らしと生命を守り、水や空気をはぐくむ役割も大きく、自然を活かした農村空間を大切にして、自然と共生する農村環境づくりを図ります。

6. 活力あるまちづくりの推進

本町には、国定公園の海・松林など美しい自然があり、また農村に継承されている歴史や文化は大切な財産であると同時に、農村の活性化を図る素材として重要な資源でもあります。

共生・協働の農村づくり運動を引き続き展開し、ゆとりある農村の建設にその優れた自然や資源を活かし、住民の心のよりどころとなる伝統芸能や農村文化を未来に継承するとともに、活力あるまちづくりを進めます。

また、快適な農村空間はいやしの場合、憩いの場でもあることから、やすらぎや体験等を求めて、都市近郊からやってくる人々と交流できるまちづくりを進めます。

2. 活力ある水産業の振興

■現状と課題

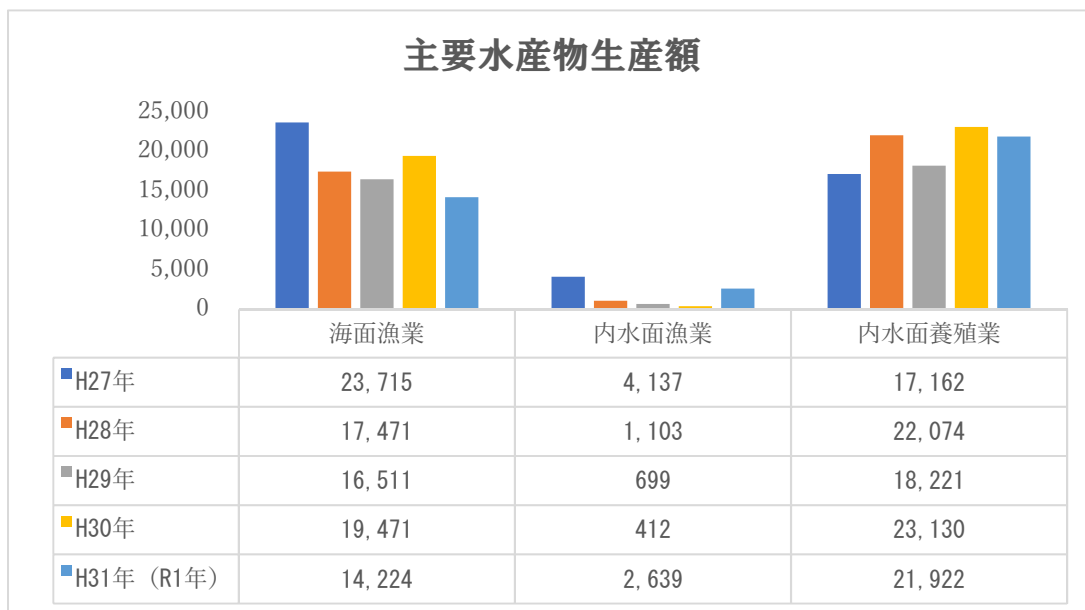
本町の漁業は、志布志湾を漁場とする沿岸漁業が中心となっていますが、湾内に依存した操業などで、水産資源の枯渇を招いています。

また、漁家や漁業組合の規模が零細であることによる、漁船の近代化への取り組みの遅れや高齢化の進行による後継者不足など厳しい状況です。

内水面漁業は、シラスウナギ採捕がありますが、近年、そのシラスウナギの減少に伴い、生産額も低下しています。

内水面養殖業については、輸入ウナギの制限や稚魚の価格高騰により、経営はたいへん厳しい状況です。

■関連するSDGs



資料：農林水産課調

■施策の体系



■施策の方向

1. つくり・育てる漁業の振興

(1) 漁業基盤の整備

魚礁設置による漁場の造成と稚魚の放流事業を積極的に推進し、資源管理型漁業を展開します。また、補助事業を活用した施設整備により、先進的かつ安定した漁業活動を実現します。

また、消費者の動向に的確に対応しながら、付加価値の高い水産加工品の開発・鮮魚類販売等の流通体制づくりを促進します

(2) 漁業後継者の育成

新規就業者の確保や現在就業している後継者の資質向上に努め、意欲ある担い手の育成確保を促進します。

(3) 内水面漁業・養殖業の育成

内水面漁業のシラスウナギの確保を図るため、うなぎ放流による資源の維持拡大を促進します。大隅地区養まん漁業協同組合を販売先とし、適正な流通を行います。

また、内水面養殖漁業については、大隅養まん協業協同組合と連携をとりながら、養殖技術の向上や流通経路の整備を図りつつ、需要の拡大や経営の合理化を進めます。

3. 活力ある商工業の振興

■現状と課題

近年、大型店の進出や車社会の著しい進展に伴い、消費者の周辺市町への流出により商店街の空洞化が進み、町内の小規模経営商店はたいへん厳しい環境にあります。

このため、事業者及び商工会の自主活動を助長し、活力ある商店街づくりを図る必要があります。

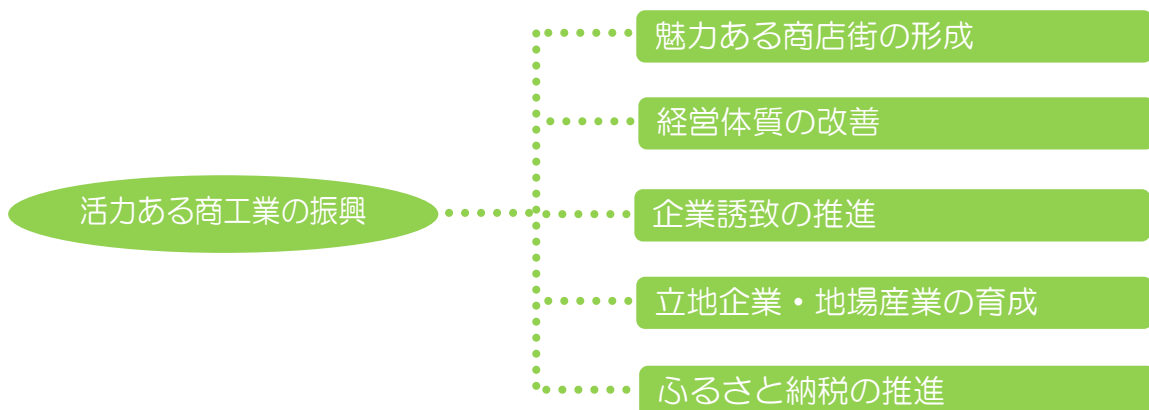
本町の工業は、鉄工、建設業をはじめ、食品加工業などが中心であります。規模は零細で生産性が低いものとなっています。

活力あるまちづくりのためには、若者が就業定住することが大切ですが、最近に進出する企業も少なくたいへん厳しい状況にあります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■ 施策の方向

1. 魅力のある商店街の形成

商店街の活性化を目的として行なうイベントの開催や各種企画など、商業者及び商工会の自主的な取り組みを促進します。また、豊栄商店街の交流拠点「豊栄ひっとべ館」を中心に、自らが行う「魅力ある商店街づくり」の体系が確立しつつあります。さらに、高齢者、障がい者に配慮した環境整備に努めるとともに、きめ細やかなサービスの提供ができる、魅力ある商店街づくりを進めます。

2. 経営体質の改善

経営発達支援計画等に基づく小規模事業者等への支援として、商工会と連携し、多様化する消費者ニーズや高齢化社会に伴うきめ細やかなサービスの徹底を図るとともに、商工会による積極的な経営指導など、情報化社会に対応しうる商店経営体質の改善を進めます。

3. 企業誘致の推進

景気の低迷するなか、新たな企業誘致は大変厳しい状況ですが、本町の人口定着のためにも、地元の若者やU・Iターン者等の働く職

場を確保するため、優良企業誘致を引き続き推進していきます。

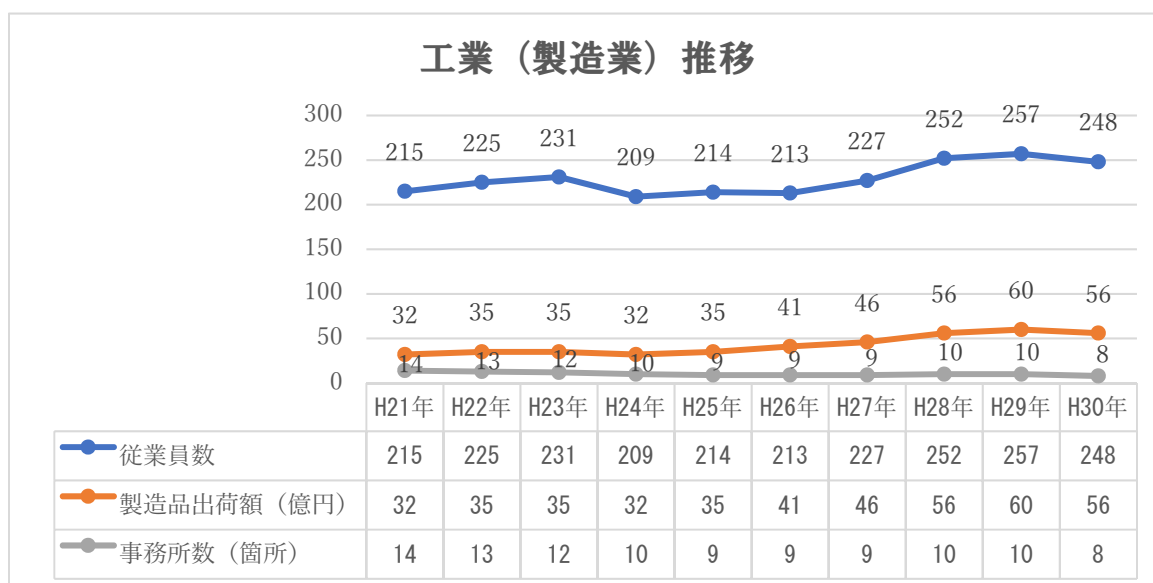
4. 立地企業・地場産業の育成

観光・商業との連携を図りながら、農林水産物の一次製品加工など地域の資源を生かし、それらを組み合わせた地場産業おこしを進め、市場開拓に努めます。また、食に関する地域資源を活用した名物的商品の開発や、販路拡大に取組む事業者支援を強化します。

立地企業については、経営近代化や経営指導など、企業の成長・発展を促進します。平成30年度、令和2年度には、食鳥の加工及びブロイラーの生産を行う立地企業が新工場やパック工場を増設するなど、地域雇用の一役を担っています。

5. ふるさと納税の推進

ふるさと納税制度の返礼品を機会とし、全国へ地場産品（地場産業）のプロモーションを行うとともに、インターネット等を意識した新規・既存商品の磨き上げの場として活用できるよう支援します



資料：県市町村民所得推計

4. 魅力ある観光・レクリエーションの振興

■現状と課題

本町には、日南海岸国定公園の一角を占める白砂青松の柏原海岸、国指定の唐仁古墳群など豊かな緑と海を背景にした観光・レクリエーション資源があります。

また、まちづくりのイベントとして、ルーピン祭り、ピーマン狩り&農業祭、祇園祭、柏原大相撲が開催されており、観光客の誘致や町の活性化に貢献しています。

自由時間の増大や住民の健康志向・自然志向の高まるなか、観光ニーズは従来の「見る観光」はもとより、「遊び・学び・体験する観光」などへと多様化しています。

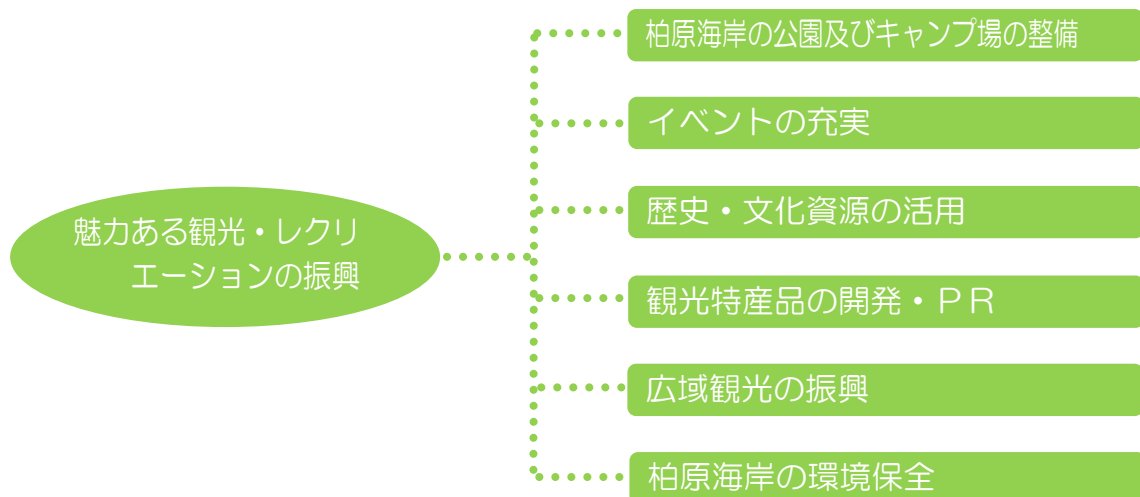
このようななかで、本町の資源を十分生かした観光・レクリエーションの振興を図り、地域活性化を目指す必要があります。

また、柏原海岸の環境保全を図り、美しい海岸を有する魅力ある地域づくりも目指しています。

■関連するSDGs



■施策の体系



施策の方向

1. 柏原海岸の公園及びキャンプ場の整備

町民の生活様式が多様化し、自然志向や健康志向の高まりのなか、自然体験学習や余暇活動の場として、地域住民が手軽に利用できるとともに、都市住民との交流が図られるよう、美しい白砂青松の柏原海岸の自然環境・景観を活かした公園及びキャンプ場の整備を行ない、地域資源である松露やキナバの再生を進めながら、魅力ある観光・レクリエーション地づくりを目指しす。

また、本町への観光客は、日帰り客が多いことのほか、年間を通して繰り返し訪れる魅力ある観光・レクリエーションの振興として活用されているとは言えない状況にあります。このため、円山公園管理センター「MARUMARINE」を観光拠点として、「交流・体験・学習」をキーワードにイベントの充実や観光・交流資源を活かした、新たな観光イベントを創出します。さらに、観光案内・移住相談を含めた各種情報を適切かつ、効率的に提供することにより滞在時間の延長を図るとともに、おもてなし人材の育成に努めます。

なお、観光宿泊施設としてのドームハウスの利用を促進することで、より滞在期間の延長が図られることを目指します。

2. イベントの充実

ルーピン祭りや柏原大相撲など、地域に根ざしたイベントとしてこれらの充実を図り、関係団体などと一体となって観光客の誘致や関係交流人口の増加を図り、町の活性化を進めます。

3. 歴史・文化資源の活用

先人達の受け継いできた、いにしへの文化、歴史遺産を活用した観光地の整備に努めます。

4. 観光特産品の開発・PR

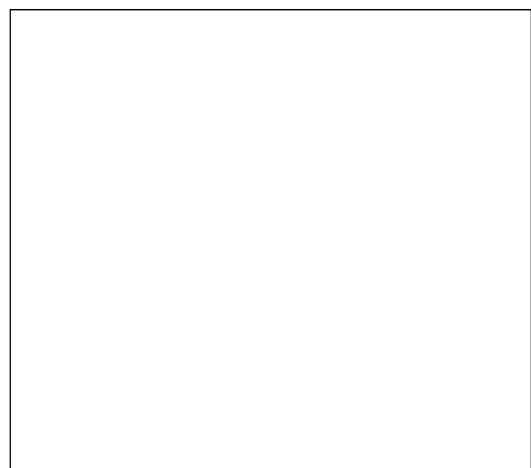
昔から伝わる伝統工芸品・伝統料理の掘り起こしや郷土色豊かな料理の開発・普及などを促進し、新たな観光資源として活用に努めます。東串良物産館（ルピノンの里）において地元特産品の販売促進や情報発信基地として活用を図ります。

5. 広域観光の振興

本町と近隣市町の観光資源を結ぶ広域的な観光ルートの整備、案内板の設置や大隅広域観光開発推進会議、日南・大隅地区観光連絡協議会、おおすすめ観光未来会議などと連携を図り広域観光の振興を図ります。

6. 柏原海岸の環境保全

柏原海岸においては、平成29年度より海岸漂着物等地域対策推進事業と併せて、ビーチクリーナーやスライドモアを活用し、定期的な清掃を行うことで、海岸における良好な景観及び海岸環境の保全を図り、美しい海岸を有する魅力ある地域づくりを目指しています。



第2章 快適で安心して暮らせる環境のまちづくり

1. 町土発展、快適な暮らしを支える条件整備

1. 1 計画的な土地利用

■現状と課題

本町の総面積は27,78K㎡で、令和2年現在の土地利用状況は、農用地50.5%、山林5.7%、宅地10.4%、その他が33.4%となっています。

町には山岳といわれるような高い山はほとんどなく、最も高いところで海拔77m、低いところで2~3m、平均高度は10mぐらいでそのほとんどが平坦地です。

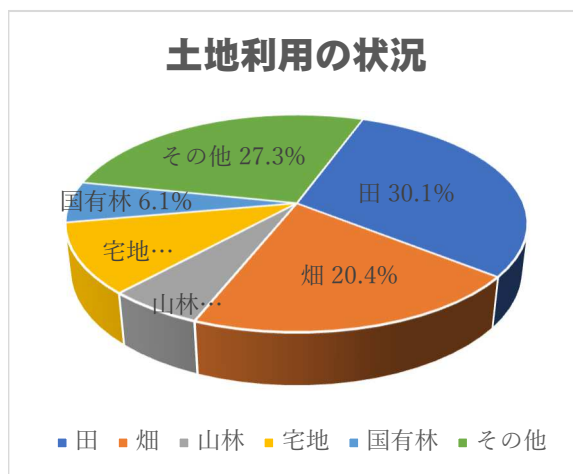
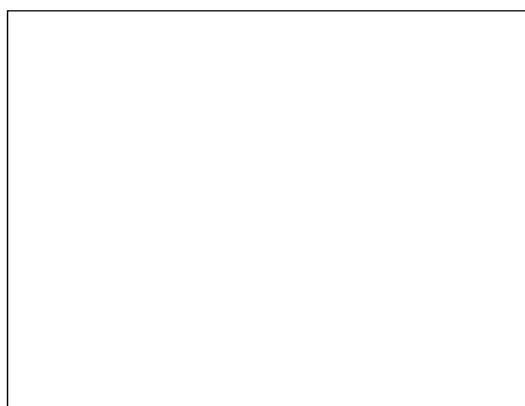
本町では、これまでに、限られた土地資源の調和を保ち、有効に利用するため、国土利用計画法や農地法などの関係法律に基づき、町土利用の適正化に努めてきました。

しかし、近年の社会経済の変化、少子・高齢化の進行、住民ニーズの高度化・多様化などが進むなかで、都市的・農業的土地利用の調和と土地需要の量的・有効的利用の観点から、引き続き町土の有効かつ計画的な利用を図る必要があります。

また、町民の自然志向、健康志向の高まりのなか、町土の安全性の確保、循環型社会に対応した持続可能な土地利用、心の豊かさや自然とのふれあいを大切にした土地利用など、質的向上を図ることが重要です。

これらの課題への対応に際して、長期的な展望をしつつ、豊かな生活や活力ある生産が展開される場として、総合的かつ計画的な土地利用を進めることが重要です。

■関連するSDGs



資料：東串良町企画課調

■ 施策の体系



■ 施策の方向

1. 計画的な土地利用の推進

国土利用計画や県土利用計画等との整合性を図りながら、本町の土地利用計画を策定し、自然環境との調和と歴史的遺産の保全に配慮しつつ、限られた町土資源の有効活用を図り、調和のとれたまちづくりを進めます。

また、都市的土地需要については、利用動向を勘案し、計画的に良好な市街地の形成を図るとともに、農村的土地利用を含む自然的土地利用については、自然循環システムの推進及び生産活動に配慮し、適正な保全と利用を図ります。

町土利用の質的向上については、安全・安心で自然と共生した、ゆとりある町土利用を進めます。

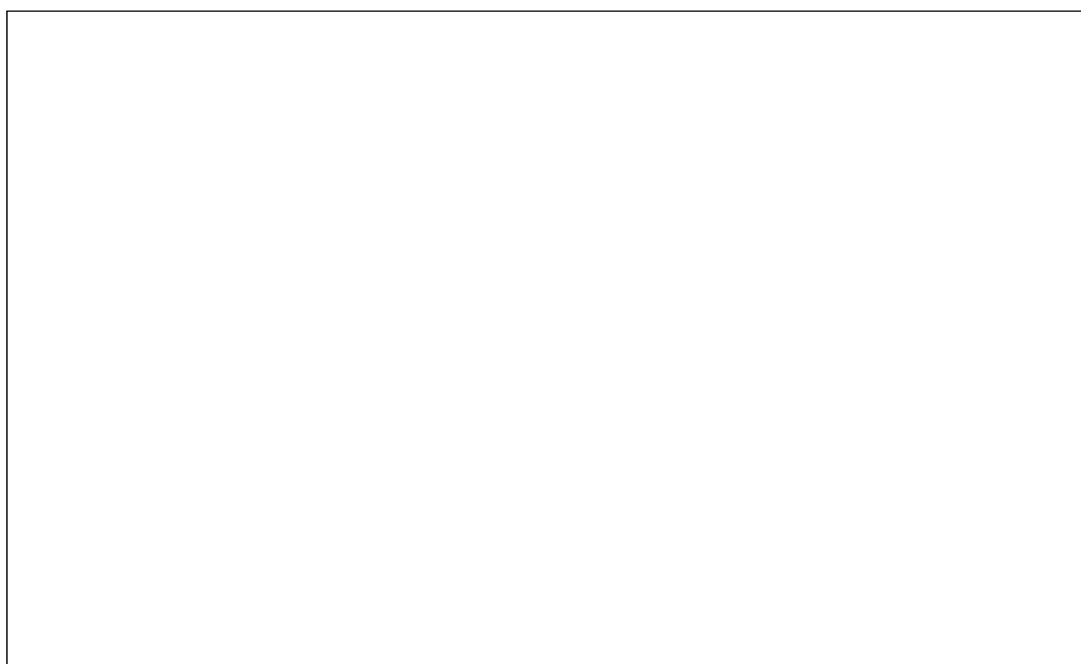
2. 市街地の土地利用

市街化が予想される地域は、地域の実情に応じて、計画的に良好な市街地などの整備を図ります。

3. 農村部の土地利用

農村の健全な地域社会づくりを図るため、良好な生活環境を整備しつつ、優良農地の確保、それらの整備と利用の高度化に努めます。

また、農用地と宅地が混在する地域は、農業生産環境と生活環境が融和するよう、地域の実情に応じた適正な土地利用を図ります。



1. 2 交通網の整備

■現状と課題

本町には、国道220号、国道448号の2路線の国道があり、本町の重要路線として、交通利便性の向上や産業経済の発展に大きく貢献しています。

しかし、国道448号については、一部改良が済んでいるものの、いまだ未整備な箇所が多く、早期改修が望まれます。

県道については、永吉高山線、柏原池之原線、黒石串良線があり、いずれも本町の基幹道路として重要な役割を果たしていますが、全体的に幅員が狭く、老朽化しており、走行に大きな支障をきたしています。

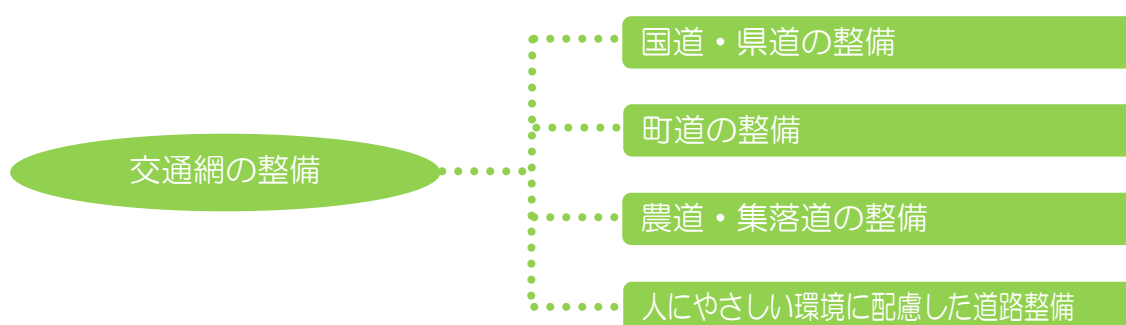
町道・農道については、比較的整備が進んでいますが、区画整理等に伴う農道改良等必要な地域も残されています。

本町は施設野菜の主産地であり、ブランド産地指定のピーマンやきゅうり等の生産が盛んですが、農産物の搬出における荷崩れ、荷傷み等を防止し、大消費地へ新鮮な農産物の供給を図る上からも、未整備地区の解消を図る必要があります。

また、平成15年度広域農道（グリーンロード）が全線開通し、地域の大動脈として地域農業の活性化・物流・地域間交流など幅広い利用が期待されます。

道路整備により、交通の迅速性、利便性、快適性が向上し、それに合わせて町民の安定した生活を営むための地域づくり、産業経済の活性化を促す道づくり、環境に配慮した道づくりを進める必要があります。

■施策の体系



■施策の方向

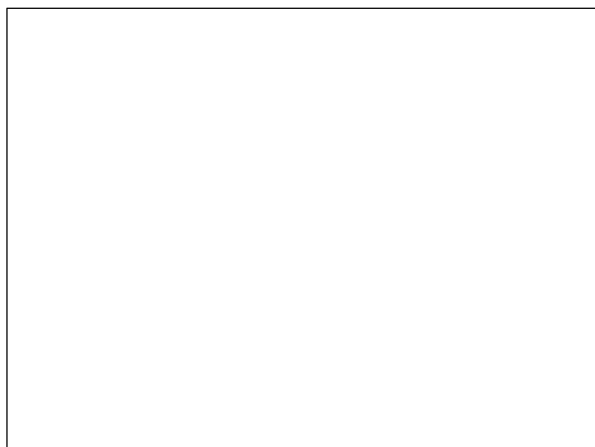
1. 国道・県道の整備

交通網の整備は地域の発展に不可欠であるため、引き続き、幹線道路である国道、県道の整備を促進していきます。特に448号については、川東地区の活性化と安全対策の観点からも、拡幅改良など整備促進を図ります。平成18年度から柏原地区については、特定交通安全施設等整備事業が実施され一部については歩道が完成しています。

また、県道についても、改良舗装などにより、空港や東九州縦貫自道車道への連絡道として整備を促進していきます。

2. 町道の整備

高規格幹線道路への間接的なアクセス道として、町道の整備を図り、地域住民の交通の利便性、産業経済の発展に寄与するため、安全対策に考慮し整備を図ります。



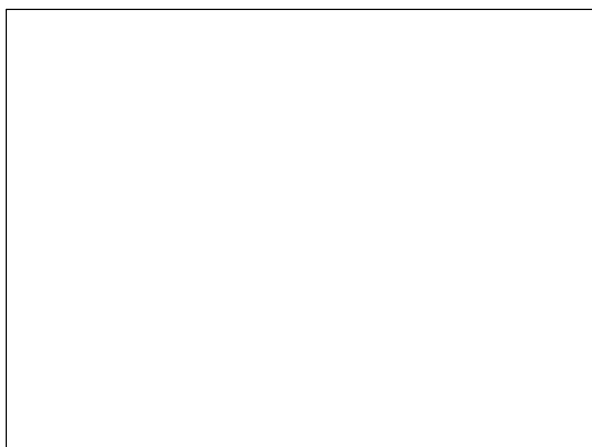
3. 農道・集落道の整備

農業の生産性の向上、省力化および農地の適正管理を図るため、生産及び集落間の連絡道として、安全で便利な農道・集落道の整備と改良に努めます。

4. 人にやさしい環境に配慮した道路整備

高齢者や障がい者、子どもなどの交通弱者が、安全で快適に利用できるよう、バリアフリーの道づくりを進めます。

また、整備事業や維持管理に伴って発生する土砂、コンクリート塊などをリサイクルするとともに、資源循環型の道づくりを進めます。

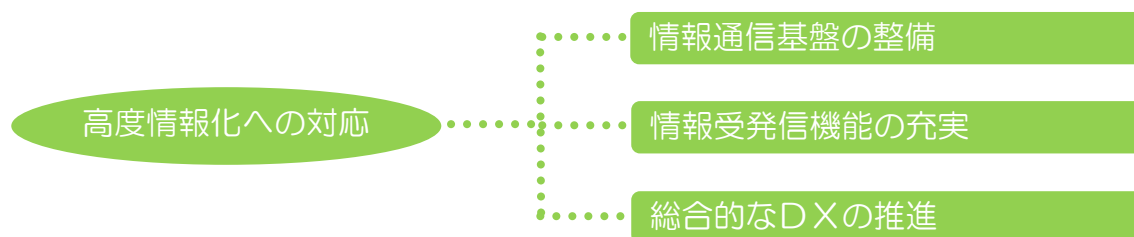


1. 3 高度情報化への対応

■現状と課題

近年のデジタル技術の発展はめざましく、地域社会、経済活動における様々な分野で大きな影響を見せつつあります。インターネット・スマートフォンの普及や電子商取引の発展など、あらゆる地域から様々な分野で簡単に情報の入手・活用ができる高度情報化時代を迎えることにより、時間・距離の制約が克服され、双方向の情報通信サービスますます普及するものと思われます。

一方で、近年の新型コロナウイルス感染症対応においては、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど様々な課題が浮き彫りとなりました。こうしたデジタル化の遅れを取り戻し、本町においても「新たな日常」の原動力・社会全体の活性化に資するための情報基盤整備を図り、高度なデジタル技術の便益を最大限活用し、行政事務の効率化に取り組みながら、保健・医療・福祉・教育・文化など町民が関わる多様な分野において、町民の立場に立った質の高い行政サービスを提供することが求められております。また、総務省はこの取組を推進するために「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定（令和2年12月25日）し、デジタル庁を発足（令和3年9月1日）しました。制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、言わば社会全体のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進とともに、それにあわせた町民に対するデジタル化に関する教育が求められています。



■施策の方向

1. 情報通信基盤の整備

町民のニーズに即して、生涯学習や各種行政サービスなどにおける情報受発信基盤の整備を図ります。

2. 情報受発信機能の充実

公共施設などの情報ネットワーク化を図り、施設の効率的な運営と町民からの問合せや予約などへの円滑な対応を図り、また、情報機器を設置し、インターネット・ホームページの充実を図りながら、地域の情報収集と町民・町外への情報発信の充実を図ります。

3. 総合的なDXの推進

住民サービスの充実、事務効率化において住民・行政双方のデジタル化を推進し、社会全体の活性化に資するための総合的なDXに取り組みます。また、DXの普及と技術に対応できる人づくりに努めます。

2. 快適な生活環境の整備

2. 1 水道の整備

■現状と課題

水は、生活するうえで一時も欠くことのできない、生命の源であります。近年、健康志向の高まりにより、より安全な水への需要が高まっています。

本町の水道事業は令和2年度より中央地区及び東部地区の2地区の簡易水道事業から1つの上水道事業へと移行しました。

中央地区は昭和49年度に竣工し、平成9年度から平成11年度にかけて配水管の布設替を行ってきました。

東部地区は、昭和58年度に竣工し、平成11年度から12年度にかけて、基幹改良事業により電気計装の集中監視システムを役場内に設置し、故障時に早急に対処しています。また、平成26年度から平成30年度にかけて、水道本管の耐震管への布設替えを行うなど、巨大地震を想定した強靱な水道施設づくりに努めてきました。

今後は、自然環境の変化による水質への影響や水質事故などに対応した水源水質の安全性の確保に努めるとともに、配水管の老朽化による漏水事故が多発している現状を考慮し、更なる耐震化を目指した配水管布設替、老朽化施設の更新等計画的な施設整備を行う必要があります。

また、上水道事業へ移行したことに伴い、より詳細な経営状況を把握・分析し、水道料金の適正化検討など事業運営の効率化や健全化を図っていく必要があります。

■関連するSDGs



上水道給水状況（令和2年度）

施設名	給水人口 (人)	年間総給水量 (t/年)	1日平均給水量 (t/日)	1人1日平均給水量 (ℓ/人・日)
中央地区上水道	3,350	579,916	1,589	474
東部地区上水道	2,436	345,626	947	389
合計	5,786	925,542	2,536	438

資料：東申良町建設課調

■ 施策の体系



■ 施策の方向

1. 水質監視体制の充実

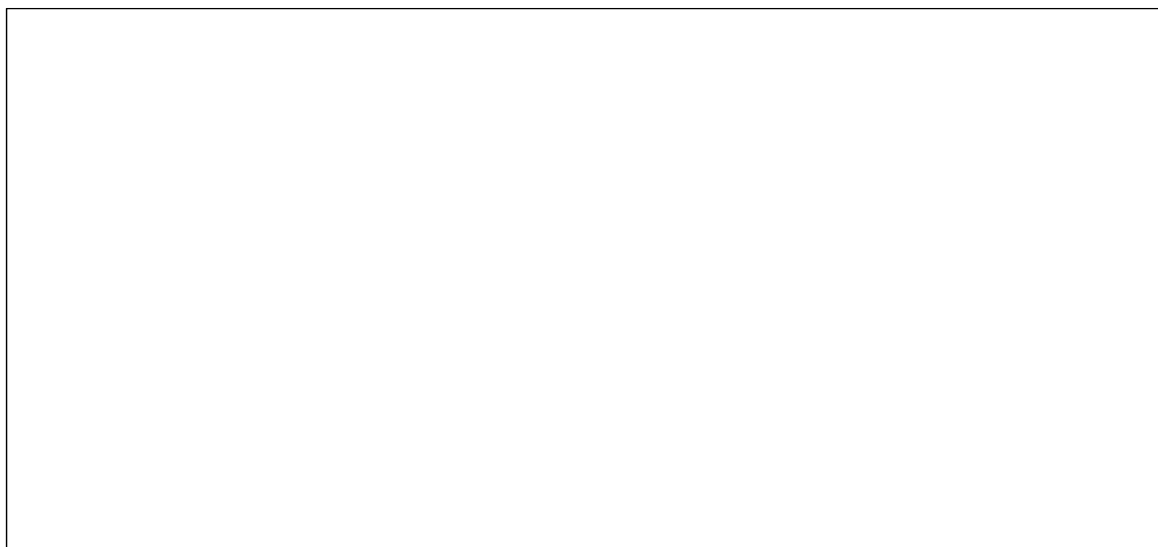
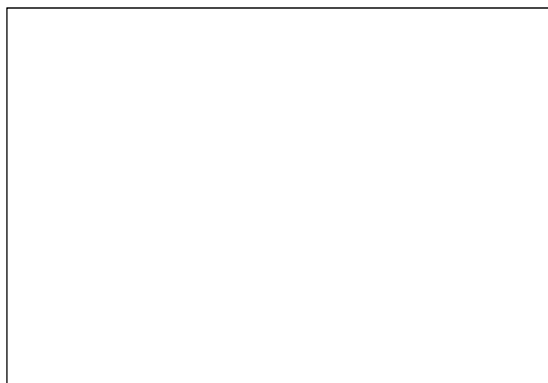
自然環境の変化や水質事故に対応した、安心・安全な水を供給するため、水質監視体制の充実を図るとともに、取水施設、浄水施設及び配水施設の整備を行ない、良質で安全な水の供給に努めます。

2. 水道料金の適正化

持続的な事業運営を図るため、町民への公平な負担に配慮した、適正な料金体系への改定を行ない、水道事業経営の健全化に努めます。

3. 水の有効利用

省資源・資源の有効利用等、環境に貢献するため、節水や水の有限性を広く町民に啓発するとともに、漏水の早期発見、老朽管の耐震管への布設替えなどにより有収率及び耐震化率の向上を図り、水の有効利用に努めます。



2. 2 生活排水対策

■現状と課題

日常生活から生じる生活雑排水(※1)は、河川や農業用水路に流入し、公共用水域などの水質汚濁が懸念されています。生活排水(※2)の適正処理は、健康で快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全のためには不可欠なものです。

本町の令和1年度末現在、便槽別設置状況は、生活排水とし尿を同時に処理する小型合併処理浄化槽(1372基:60.3%)、し尿のみ処理の単独処理浄化槽(775基:34.7%)、くみ取り便槽(89基:5.0%)となっています。

このうち、3分の1の世帯を占める単独浄化槽と汲み取り便槽が未処理のまま放流する生活雑排水を抑えるためには、小型合併処理浄化槽への転換を推進する必要があります。

■施策の体系



■施策の方向

1. 合併処理浄化槽設置事業の推進

生活雑排水による生活環境の確保と公共用水域の水質保全のうえから、個人設置型の小型合併処理浄化槽の整備を促進します。

また、浄化槽の維持管理、清掃の必要性に対する意識の啓発に努め、適正な浄化槽の維持管理を進めます。



2. 鹿屋市衛生処理場へのし尿処理に係る事務委託

し尿処理施設とは、し尿及び浄化槽汚泥等を処理し、公共用水域へ放流するための施設のことです。廃棄物処理法に定められる一般廃棄物処理施設として、し尿、汚泥を処理の対象としています。現在し尿処理は、肝付東部処理組合の解散に伴い、平成27年度から鹿屋市衛生処理場へ処理を委託しています。

2. 3 住宅の供給

■現状と課題

町民の居住の確保を図るため、昭和31年度から公営住宅の建設を進めており、令和2年度で、199戸（16団地）が整備されています。

しかし、早い時期に整備した平屋で長屋スタイルの住宅においては、老朽化が進んでおり、修繕費が多くかかっています。

平成10年の公営住宅法改正により、入居基準が大幅に緩和されましたが、公営住宅本来の目的である低所得者に低廉な家賃の住宅が供給できていません。

今後は、町営住宅の建て替えなど視野に入れながら、低廉な公営住宅の供給を図る必要があります。

■施策の体系

住宅の供給

公営住宅・定住促進用地の整備充実

■施策の方向

1. 公営住宅・定住促進用地の整備・充実

町民のニーズに即した中所得者向け住宅など良質な公営住宅の整備・充実を図り、老朽化した団地は、入居者の意向を踏まえて建て替えを進めます。

また、若者等が定住できる対策として、鹿屋市、志布志市など近隣市町への通勤に便利な、岩弘街道添、池之原街道添付近に、生活環境、教育環境等に配慮しながら入居者の要望に応じた公営住宅を建設するなどして、定住化を図っていきます。

定住促進として、土地の貸付としての区画整備事業がスタートし、国道220号にほど近い池之原地区に平成14年度には「にぎやかタウン池之原」、平成18年度には「にぎやかタウン雪山」平成20年度には「ルピナスタウン池之原」、平成24年度には「第2にぎやかタウン池之原」、平成28年度には「第2ルピナスタウン池之原」、平成31（令和1）年度にはマリンビレッジ柏原を整備しています。

3. 安心な生活環境の整備

3.1 交通安全対策の推進

■現状と課題

交通機関の発達や道路網の整備により、交通事故も増加傾向にあり特に子どもや高齢者の事故が多発しており、より一層の交通安全対策の強化が望まれます。

「自分の命は自分で守る」を前提に、幼児から高齢者までの交通安全教育を行うとともに、関係機関・団体との連携を充実させ、地域ぐるみで交通安全運動を進めていくことが必要です。

このため、町民一人ひとりが交通ルールを守り、モラルを重んじ、交通事故の起きないまちづくり、人づくりを進める必要があります。

■関連するSDGs



■施策の体系



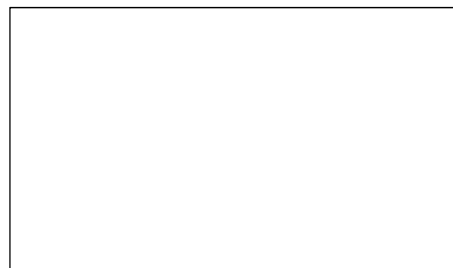
■施策の方向

1. 道路環境の整備・充実

交通事故の防止を図るため関係機関と連携をとり、交通危険箇所の点検活動や交通安全指導を充実し、子どもや高齢者、障がい者等の交通弱者に配慮した交通安全施設の整備を進めます。

2. 交通安全教育の徹底

学校・家庭・職場・地域が連携し、交通安全運動の実施や交通安全思想の普及に努めます。



3. 2 消防・防災対策の充実

■現状と課題

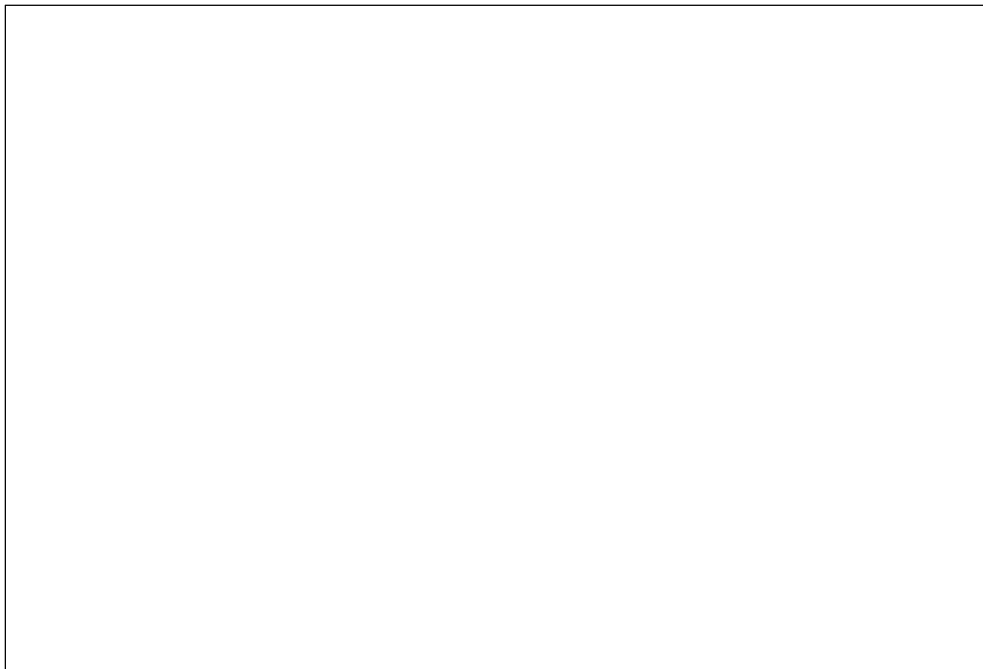
本町は地形的に平坦地であり、一部地域で台風や豪雨（大雨）による水害が発生していますが、近隣市町と比べ比較的土砂災害が少ない地域です。

今後とも災害の未然防止に努め、町民が安心して生活できるようなまちづくりを推進する必要があります。

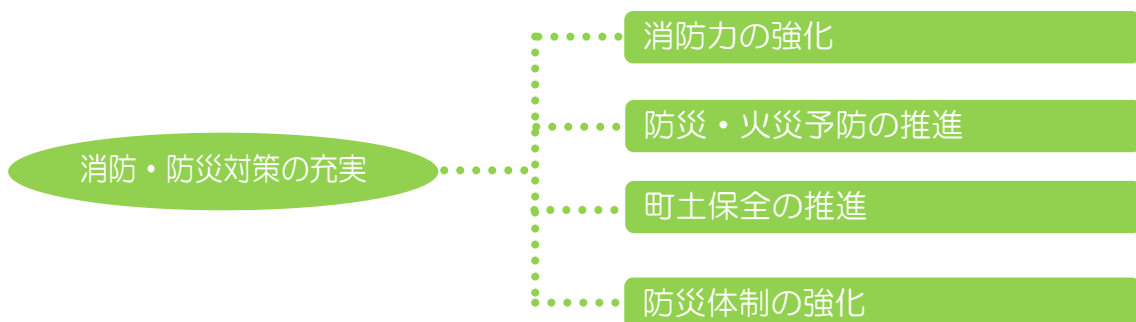
本町の消防団は4分団で編成され、団員定数は150名で、火災時の初期対応、拡大防止など町民の生命・財産を守り、町民生活の安全確保に努めています。

しかし近年、団員の高齢化や定員割れなど、若年層の不足は消防・防災活動の円滑な遂行や自主防災の観点から支障をきたしています。

消防団のイメージアップを図るための略帽や活動服等の改善、また、青年層・女性層の消防団活動への参加を促進し、魅力ある消防団づくりが必要です。



■施策の体系



■施策の方向

1. 消防力の強化

町民の生命と財産を守り、災害のないまちづくりを進めるため、大隅肝属地区消防組合や関係団体と連携し、危険箇所の点検を充実し、消防ポンプ自動車等の近代化や防災システムの整備、消防水利の確保に努めます。

2. 防災・火災予防の推進

町民が安心して生活できる防災・防火体制を確立するため、自主防災組織の育成や広報活動の充実を図ります。また、大隅肝属地区消防組合や関係機関と連携し、町民に対して消火器や消火設備の取扱い方法等の指導や火災予防教育を実施しながら、災害に強いまちづくりを進めます。

3. 町土保全の推進

町民が安心して生活できる快適な居住環境を守るため、急傾斜地崩壊事業等の防災対策の強化に努めます。

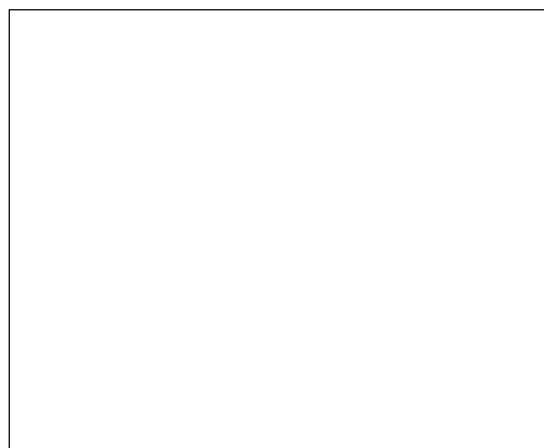
4. 防災体制の強化

町民が安心して生活できる防災体制を確立するため、災害基本法に基づく「東串良町地域防災計画」の見直しを行ない、また、関係機関との連携を図り、災害計画に基づく総合防災訓練等の実施により、防災体制の充実に努めます。

石油備蓄基地の防災については、日向灘沖南部地震を想定し、年1回の広域消防等との防災訓練を実施し、関係機関相互の協力体制を図っていきます。

また、これまでの台風・大雨等の防災対策

に加え、地震・津波対策の強化も図り、関連設備充実と自主防災組織組織化の促進、津波に対する避難訓練等の実施など、地域が一体となった防災体制の構築に取り組み自然災害に強いまちづくりに努めます。



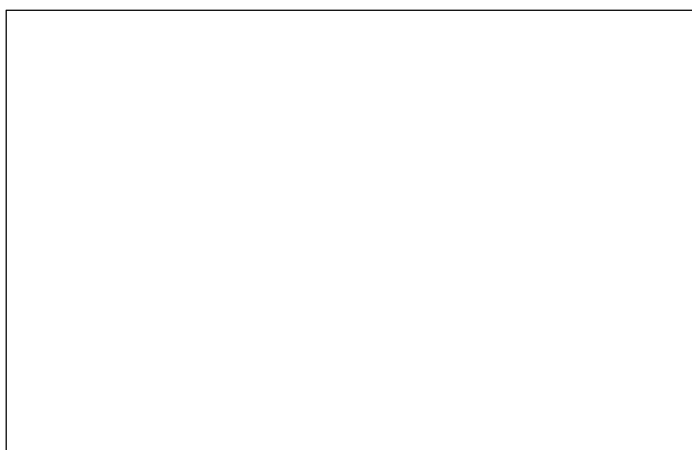
3. 3 防犯対策の充実

■現状と課題

防犯対策については、肝付警察署管内の東串良町、肝付町及び防犯活動に協力する各団体からなる、肝付地区防犯協会を組織し、防犯思想の普及と自主的防犯活動の推進に努めています。

複雑多様化する社会情勢を背景に、発生要因の変化、地域住民の連帯意識の希薄化などにより、犯罪抑止力が低下し、犯罪や事故が増加しています。

防犯活動に対する町民の意識の高揚を図りながら、地域ぐるみの防犯活動を関係機関・団体などと連携し、積極的に進める必要があります。



東串良町における犯罪認知件数

(単位：件)

区分 年度	刑法犯	窃盗犯	住宅対象 侵入盗	オート バイ盗	自 転 車 盗	車 上 ねらい	万引き	声掛け・つき まとい等	合 計
平成29年	15	10	0	0	0	1	8	2	36
平成30年	15	13	1	0	0	4	7	1	41
平成31(令和1年)年	8	5	3	0	0	0	0	0	16

資料：肝付警察署調

■施策の体系



■施策の方向

1. 防犯活動の推進

犯罪のない安全で安心して生活できるまちづくりのため、学校・家庭・警察署・地域社会と連携し、「子ども110番の家」の設置や広報活動の充実を図り、防犯意識の啓発・高揚に努めます。

2. 防犯設備の整備

夜間の犯罪を防止し、町民の安全を確保するため、LED防犯灯、防犯用看板等の設置など、防犯施設の整備を促進します。



4. 環境への負荷の少ない循環型の社会づくり

■現状と課題

ごみ処理については、広域の処理組合で対応していますが、前にも掲げられている廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルを図ることは重要な課題であり、継続的に進めなければなりません。そして、行政・町民・事業者が一体となって循環型社会を構築することが引き続き求められています。

自然環境に不法に捨てられるゴミも依然として後を絶たず、本町の恵まれた自然環境の保護、保全のうえからも町民の意識の高揚が望まれるところです。

■関連するSDGs



ゴミ処理状況

(単位：件)

区分 年度	収集人口	ゴミ収集量				
		総量	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ
平成27年	6,853	113,159	1,407	116	111,450	186
平成28年	6,763	117,628	1,413	62	115,900	253
平成29年	6,670	99,547	1,375	55	97,920	197
平成30年	6,617	100,215	1,389	53	98,510	263
平成31(仮)年	6,531	91,795	1,425	49	90,080	241

資料：東串良町住民課調

■施策の体系



■施策の方向

1. 環境保全意識の高揚と自主的活動の促進

近年、環境問題に対する町民の関心が一段と高まるなか、衛自連（東串良町衛生自治団体連合会）を中心に行政、町民、事業所が一体となってリサイクル活動、減量化運動、さらには環境学習を通じての意識啓発にも積極的に取り組んでいきます。

これに、二酸化炭素排出削減も絡んで、一層の環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向けた広報・啓発活動の強化・充実を図ります。

2. 公害防止対策の充実

公害の未然防止を図るため、工場、事業所等においては、公害関係法令、公害防止協定などに基づき、立入り調査、指導、監視体制の強化を図ります。

また、感覚的・心理的影響を与えるような悪臭・騒音などの苦情については、迅速・適切な指導により解決に努めます。

3. ゴミ収集体制の整備

現在、確立されている収集体制の維持・効率化の追求はもとより、今後高齢化の上昇がもたらす影響等を考慮しつつ、きめ細やかな収集のあり方を模索する必要があります。

第3章 健康で生きがいとふれあいのあるまちづくり

1. 生涯にわたる健康づくり

1.1 保健活動の充実

■現状と課題

人生百年時代を迎えた今日、生涯を通じて健康で心豊かであることは最も大切な要件です。その健康を維持するためには、客観的な検査データを継続的に記録比較することにより、生活習慣病等の発症を未然に防ぐとともに、その改善に住民自らの意思で取り組むことが求められています。

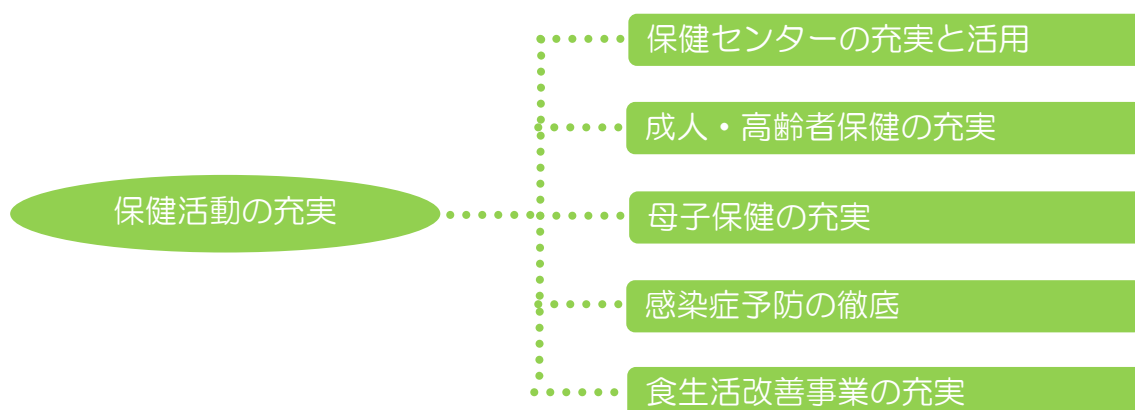
また、急速な高齢化の進行は、慢性疾患の増加を加速させており、医療技術の進歩とともに医療費の増大を招き、社会保障の観点から、医療を取り巻く環境に大きな影響を与えています。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大など未知の感染症も加わり、住民が自ら健康を維持するための取組が中断される状況も懸念されます。

このような厳しい財政状況、社会情勢のなかであっても、健康維持に対する住民の意識を啓発し続けるとともに、様々な健康づくり事業を進めることが、行政の重要な役割となります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 保健センターの充実と活用

心豊かな元気なまちづくりを目指し、保健センターを健康づくりの拠点として、各種集団健診を実施し、町民の生涯を通じた健康の増進や疾病の予防が図られるよう、関係機関とも連携を密にしながら健康づくりを推進します。

2. 成人・高齢者保健の充実

バランスのとれた食事や適度な運動・休養に、節酒・禁煙を加えた生活習慣の改善は、生涯を通じた健康づくりを推進するための基本です。日頃の生活習慣の改善・定着など地域社会で実践的な健康づくりを推進するため、健康教育や健康相談などの各種事業の拡充に努めます。

また、認知症等の要介護者の増加に対応して、高齢者の介護予防のための事業を進めます。

3. 母子保健の充実

各種乳幼児健康診査等の実施と事後指導体制の強化を図りながら、母子の健康保持・増進・疾病等の早期発見に努め、また、子育て世代包括支援センターの充実を図り、妊産婦や乳幼児等に対するきめ細かで継続的な保健活動を進めます。

4. 感染症予防の徹底

結核などの既存感染症に加え、新型感染症への感染予防を図るため、各種予防接種の充実や結核健康診査の受診をより一層促進します。また、新型感染症については、町民への感染予防対策に対する啓発を徹底し、感染拡大防止を図ります。

5. 食生活改善事業の充実

町民の食生活は、就労形態の変化等に伴い、加工食品、冷凍食品などの利用や外食が多くなっている傾向にあります。小さな頃からの食生活習慣は、成人になっても継続される傾向が強く、生活習慣病などの発症につながるものが心配されます。

また、成人も食生活の変化による糖尿病などの生活習慣病は増加の一途を辿っており、食生活改善を指導する取組が必要です。

そのため、管理栄養士等による妊婦、乳幼児の食生活指導、各種疾病に対する栄養指導など、食生活改善事業の充実を図ります。



1. 2 地域医療の充実

■現状と課題

本町の医療施設は、医院5か所（内科4、整形外科1）、歯科医2か所があり、眼科や耳鼻咽喉科など専門的医療や高度な治療を必要とする医療の提供については、鹿児島市や鹿屋市などの県内及び近隣市町の医療機関に依存しています。しかしながら、全国的な医師の偏在により、地域医療を担う医師が不足している現状が顕在化しており、地域内の医師の確保が心配されています。

また、救急医療体制については、大隅肝属地区消防組合により1次から3次までの体制が図られています。救急救命医療についても、同組合からドクターヘリの要請が行われます。

これからも、医師会、消防組合などの協力のもとに、高度化・多様化する医療ニーズに対応した医療環境の充実、専門医等の医師の確保が必要です。

■施策の体系



■施策の方向

1. 地域医療体制の充実

町民がいつでも適切な医療サービスを安心して受けられるよう、肝属東部医師会による在宅当番医制や鹿屋市医師会による夜間救急当番医制も含めた医療提供体制の維持・強化を図ります。また、大隅広域夜間急病センターの適切な活用により、医療提供体制の維持に努めます。



2. 救急医療体制の充実

大隅地域では、高度な治療を必要とするものや専門的な医療を行う医師が慢性的に不足しており、医師の偏在化が際立っています。これを解消し、町民が安心して必要とする医療を受けられるよう、関係自治体と連携し、継続的な医師の確保に努めます。



1. 3 国民健康保険事業の充実

■現状と課題

本町の国民健康保険被保険者数は、令和2年4月現在2,040人であり、加入者の状況は、一般被保険者は減少、退職被保険者は加入者無となりました。その反面、後期高齢者医療の対象者及び一人当たりの医療費は増加しつづけています。

一方、国保の医療費状況を見ると増加と減少を繰り返す傾向にあるものの、毎年度、厳しい国保運営が続いています。また、平成30年度から鹿児島県が保険者となり、財政基盤の強化を図りながら国保の運営を行っています。しかしながら、その運営に必要な納付金は、毎年、加入者の所得や医療費の実績等を基に、市町村ごとに算出されており、一人あたりの必要額は県内で最も高い状況にあります。

国民健康保険事業の健全な財政運営を図るため、保険税の徴収率の向上と合わせ、引き続き予防活動の強化と適正な受診指導を行っていくことが必要です。

国民健康保険の状況

区 分		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31 (R1)
加入世帯数(世帯)		1,296	1,262	1,223	1,192	1,161
加入率(%)		39.56	38.85	37.74	36.86	35.89
被保険者数(人)		2,310	2,217	2,144	2,067	2,011
加入率(%)		33.70	32.77	32.14	31.24	30.79
被保険者の内訳	一般被保険者(人)	2,276	2,179	2,125	2,065	2,011
	退職被保険者(人)	67	38	19	2	0
	後期高齢者医療対象者	1,502	1,489	1,465	1,447	1,408
保険税調定額(千円)		268,381	292,406	296,670	264,504	248,645
収 納 率 (%)		79.73	82.52	85.10	84.16	83.29
1人当たりの医療費	全体平均(円)	318,100	319,782	350,726	325,823	364,521
	一般被保険者(円)	319,754	319,052	348,676	324,584	370,061
	退職被保険者(円)	323,635	361,663	579,992	1,604,893	0
	後期高齢者医療対象者	723,427	704,482	756,084	834,862	875,153

資料：東串良町福祉課調

■施策の体系



■施策の方向

1. 保健事業の推進

各種健（検）診の充実、健康教育、健康相談など予防活動を推進しながら、健康意識の高揚や健康管理に対する情報の提供に努めます。とくに、糖尿病重症化予防や高血圧の方への生活改善指導を重点的に取り組みます。

2. 財政運営の健全化

保険税の収納体制の強化を図りながら、適正な受診指導を行うとともに、制度に対する理解と協力を得るための広報活動を強化し、保険税の収納率の向上に努めます。

また、県に対し、納付金の早期一元化や国庫補助金などの増額を要望します。

2. 地域福祉の充実

2.1 高齢者福祉の充実

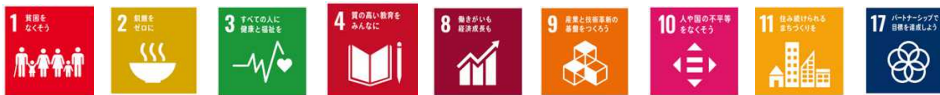
■現状と課題

我が国の高齢者人口は、極めて急速に進んでおり、2040年には現役世代1.5人で1人の高齢者を支えるという状況が予想されています。本町においても、高齢化が進んでおり令和2年の総人口を占める高齢化率は~~35.4~~%と高い水準にある状況です。

今後、高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らせるよう、医療と介護など多職種が連携する「地域包括ケアシステム」の構築が重要な取り組みとなります。また、住宅と施設の連携、支援困難事例への対応などを強化し、利用者一人ひとりについて、多職種が連携し、介護給付等対象サービスを含む、地域におけるさまざまなサービスや資源を活用しながら継続的にフォローアップしていく包括的・継続的なケアマネージメントを確立する必要があります。

また、人口減、少子高齢化という状況のなかで、65歳以上を高齢者とする定義も見直されることも十分予想され、社会の支え手も変わっていくものと考えられます。

■関連するSDGs



年齢別高齢者人口の推移

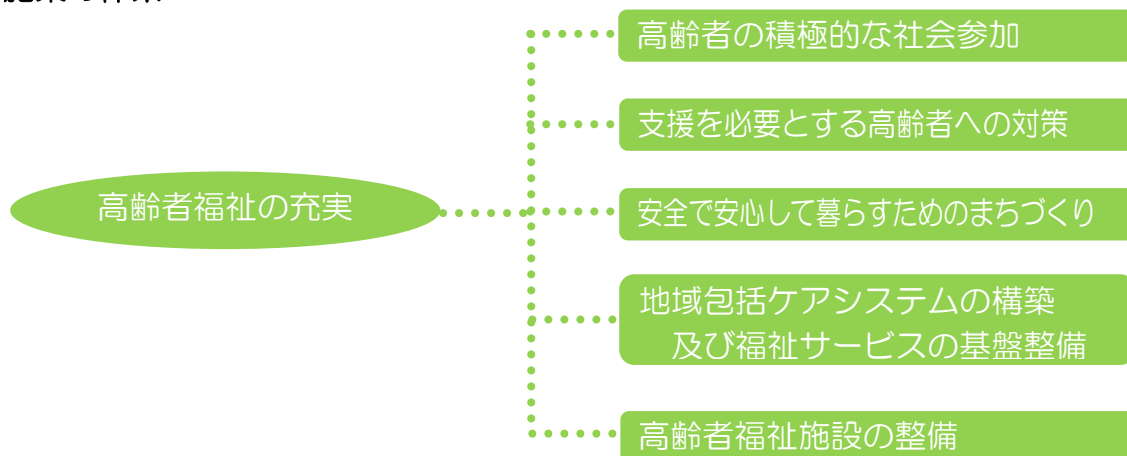
(単位：人 %)

区 分		平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
65歳以上の 高齢者数		2,217 [29.4]	2,367 [33.2]	2,304 [33.9]	2,312 [35.4]	2,217 [36.3]
内 訳	前期高齢者数 (65歳～74歳)	1,288 [17.1]	1,153 [16.2]	936 [13.8]	932 [14.3]	969 [15.9]
	後期高齢者数 (75歳以上)	929 [12.3]	1,214 [17.0]	1,368 [20.1]	1,380 [21.1]	1,248 [20.4]
総人口		7,530	7,122	6,802	6,530	6,237

[] 内の数値は総人口に占める割合

資料：東串良町企画課調

■施策の体系



■施策の方向

1. 高齢者の積極的な社会参加

高齢者が長年の経験のなかで培ってきた知識や技能を活かし、地域社会を構築する重要な一員として、社会活動に主体的・積極的に参加できる環境づくりを推進します。

2. 支援を必要とする高齢者への対策

高齢者が生きがいを持ち、日常生活を安心して過ごせるよう、医療・介護・保健福祉の関係機関の他、インフォーマルサポートも含め、多職種が連携して、住民相互の支え合いの環境の中で自立した生活を支援する体制づくりを推進します。

また、高齢者が認知症になっても穏やかな生活をおくるとともに、その家族も安心して社会生活を営める社会づくりを目指して各種支援を行っていきます。

3. 安全で安心して暮らすためのまちづくり

高齢者の自主的な健康づくりをサポートするとともに、安心してそのまま住み続けることができるよう地域のバリアフリー化を推進し、高齢者の住みよいまちづくりに努めます。

4. 地域包括ケアシステムの構築 及び福祉サービスの基盤整備

介護サービスに対するニーズの多様化と要介護者が望む在宅等での生活を支えるため、地域包括支援センターが中心的役割を担いながら、多職種連携による「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。また、介護職の人員確保と資質の向上を図るため、関係機関と連携し介護サービスの基盤整備を推進します。さらに、地域住民によるインフォーマルサポート等の活動を支援し、住み慣れた地域で最期まで安心して暮らせる町づくりに努めます。

5. 高齢者福祉施設の整備

高齢化の急速な進展に伴い、特別養護老人ホーム等への入所待機者は常態化していますが、将来的には高齢者の人口減少も進むため、施設の増設は容易ではありません。これからの福祉施設の整備は、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等との整合性と、介護保険料など社会保障費の負担に対する町民の理解を得ながら適切に推進します。

2. 2 児童・母子福祉の充実

■現状と課題

世代間意識の違いや価値観の多様化、生活形態等の変化により、連帯意識の希薄化など地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。とくに、核家族化の進行や地域での連帯意識の低下は、若年層の子育てに対する不安を助長し、いわゆるマタニティーブルーや産後うつ等による育児不安を抱える母親の増加へとつながっています。

また、全国では、これまで多くの子ども達が理不尽な虐待により心に深い傷を負い、尊い命が奪われる事案が増加してきました。このような事案は、いつどこで起きてもおかしくない状況であることを私たちは理解する必要があります。

少子化のなか子育ては、もはや社会全体で取り組む事業となりました。子育ての目的は、子どもの幸せを第一に考え、子どもの人権や自由を尊重し、子どもの利益が最大限に守られることです。

このような基本的視点を踏まえ、町では子育て世代包括支援センターを設置しました。今後、妊娠初期の段階から母子の心身の健全な育成に取り組むとともに、虐待予防も含めた継続的支援と内容の充実に努める必要があります。

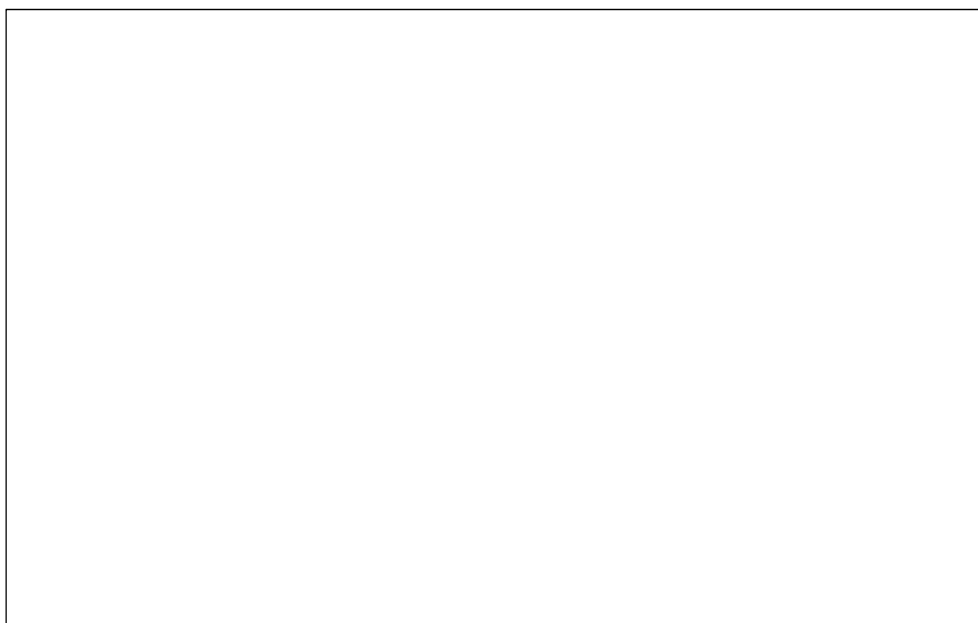
保育所等の状況

(単位：人 %)

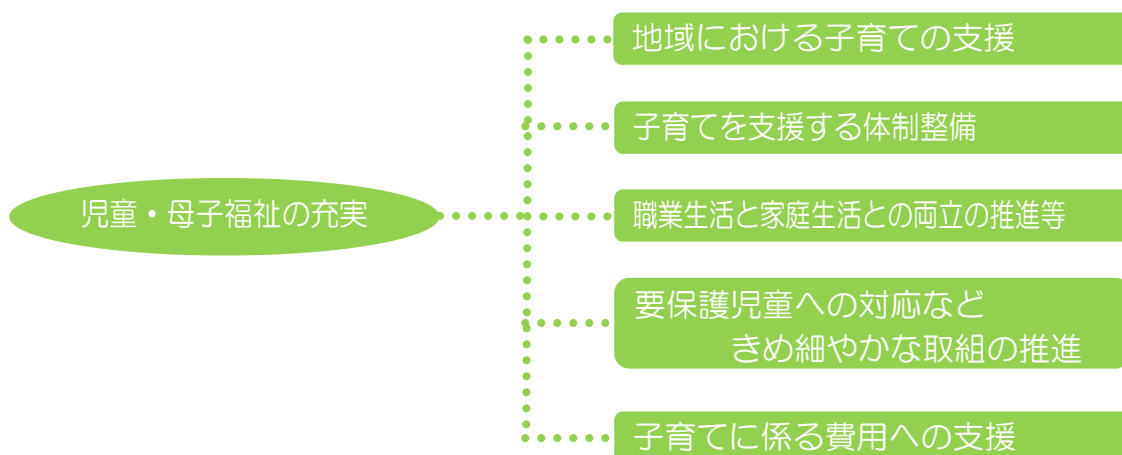
保育所名	定数	児童数	入所(園)率
豊栄保育園	60	62(5)	103%
青葉保育園	60	60(9)	100%
柏原保育園	45	33(1)	73%
計	165	155(15)	94%

※()内は広域入所分

令和2年4月1日現在



■ 施策の体系



■ 施策の方向

1. 地域における子育ての支援

地域全体で子どもの成長を見守り、保健サービスの充実及び、すべての子育て家庭を対象に、地域住民による子育て支援への理解と参加・協力を推進します。

2. 子育てを支援する体制整備

妊娠初期の段階から心身の健全な育成と継続的支援を必要とする母子や家庭に対し、子育て世代包括支援センターの業務内容を充実させ、安心して子育てができる支援体制の整備を推進します。

3. 職業生活と家庭生活との両立の推進等

保護者等が、仕事と家庭の両立ができるように、保育サービスの充実や社会環境の整備を推進します。

4. 要保護児童への対応など

きめ細やかな取組の推進

児童虐待の未然防止、やひとり親家庭や障がい児の子育て等、いっそうの支援が必要な子どもや子育て家庭に対してきめ細やかな対応を進めます。

5. 子育てに係る費用への支援

幼児教育等の無償化など、子育て世代の経済的負担軽減を図る国の施策に加え、保育所等の副食費の全額補助や新生児のオムツ購入費の一部補助など、町独自の子育て支援施策を継続して行っていきます。



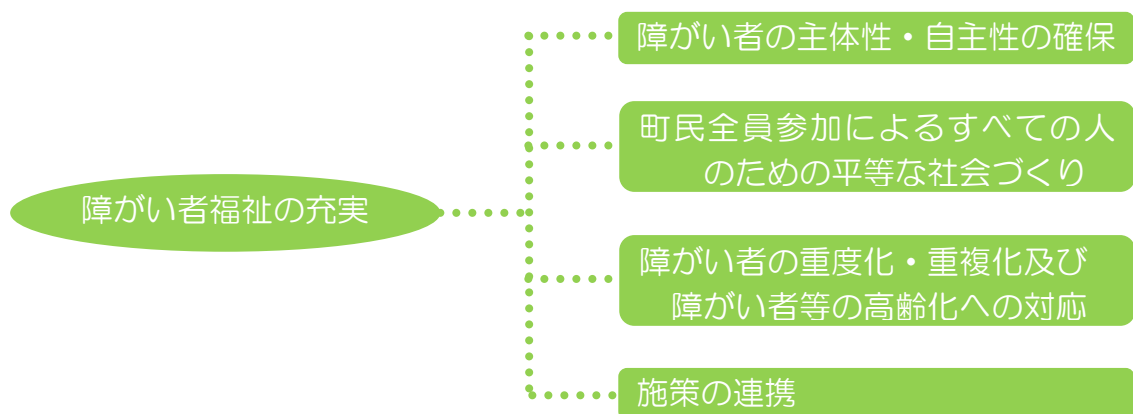
2. 3 障がい者福祉の充実

■現状と課題

障がい者の高齢化や障がいの重度化、重複化などにより、障がい者のニーズも多様化していることから、行政による積極的な施策の推進が求められています。

また、障がい者に対する住民の理解と差別の解消、権利擁護及び虐待の防止など、障がい者の生活環境の改善を図るため、障害福祉サービスの提供体制の充実と行政と住民が一体となった総合的な障がい者福祉施策を推進する必要があります。これらの施策を、関係機関や支援団体、地域住民とも連携し、できる限り障がい者の主体性や自主性が育まれる地域社会づくりが求められています。

■施策の体系



■施策の方向

1. 障がい者の主体性・自主性の確保

障がい者本人が主体性・自主性を確保し、活動へ積極的に参加していくことを期待し、その能力を十分に発揮できるような施策の推進に努めます。

2. 町民全員参加によるすべての人のための平等な社会づくり

障がい者を取り巻く生活上の障壁を取り除き、生活環境の改善を図ることにより、障がい者が社会活動を自由にできる平等な社会づくりを推進します。

また、平等な社会づくりには、町民すべてが、障がい者問題を理解し、参加して取り組む必要があります。このため、啓発広報活動の充実に努めます。

3. 障がい者の重度化・重複化及び障がい者等の高齢化への対応

障がい者の重度化・重複化による常時援護等を必要とする障がい者の増加に対し、これらの障がい者の生活の質の向上に努めるとともに、障がい者及び介助する家族の高齢化等に対応した施策の向上に努めます。

4. 施策の連携

障がい者及び高齢者双方のニーズに応えていくために、必要に応じ両者に係る施策の一体的な推進に努めます。

また、障がい者対策は幅広い分野にわたることから、関連施策の連携を図るよう努めます。

2. 4 地域福祉活動の充実

■現状と課題

高齢化等の進展に伴い、介護を必要とする高齢者や認知症を発症する高齢者等が増加するなか、福祉サービスに対するニーズは量的にも質的にも増大化し、多様化しています。これらの福祉サービスを必要とする高齢者や障がい者が、安心して生活できる地域社会を実現するため、行政と関係機関等が連携強化に努める取組が必要となっています。

また、地域福祉の充実を図るためには、拠点施設の整備やボランティア等の民間福祉活動団体及び人材の育成を強化するとともに、福祉を理解してもらうための意識啓発や福祉サービスの町民への周知を図る必要があります。

今後は、地域福祉の推進に向けて、地域における見守り体制の充実など、地域住民も参画する包括的な相談支援体制の構築を推進する取組が必要となります。

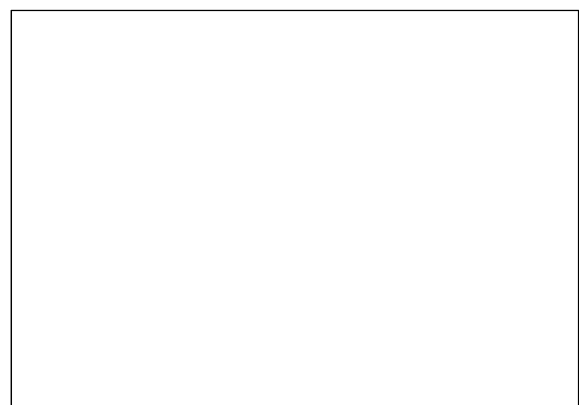
■施策の体系



■施策の方向

1. 地域福祉推進の体制づくり

多様な福祉ニーズに対する適切な対応、課題解決が図られるよう、地域住民も参画する包括的な相談支援体制の整備を図ります。また、医療・介護を含め、多様な課題に対応した支援が行われるよう、地域包括支援センターなど、関係機関との連携を図ります。



2. 福祉思想の確立

さまざまな広報媒体を活用し、助け合い、支え合う意識や地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めるとともに、健常者と障がい者が一体となって取り組む地域づくりを推進します。

2. 5 国民年金事業の推進

■現状と課題

公的年金は、老後の生活の中で非常に大きな役割を果たしています。高齢者世帯の収入のうち公的年金・恩給が平均で6割を占め高齢者世帯のうち、所得が公的年金のみの世帯は全体の5割となっています。したがって高齢者の生活に大きな影響を与える公的年金を将来にわたり確実にさせていくことが不可欠です。

しかしながら、年金制度の最大の課題である少子高齢化社会の年金制度をどうすべきかを考えると簡単な解決方法が出てくるものではありません。出生率を引き上げる・少子化を抑制するためのさまざまな施策が実施されてきましたが、これらの施策により最大限の少子化抑制効果が表れたとしても、その影響は限定的であり、将来の人口を大きく変化させ、年金財政を改善するまでは至らない見方もあります。

少子高齢化の問題を踏まえ、現役世代の負担を過剰に引き上げることなく、老後の生活費の基本的部分をまかなえるような給付と負担を考え、国民の信頼を得られる年金制度とするためには、従来の年金制度の枠組みにとらわれることなく、あらゆる可能性を検討し、抜本的な改革を進めていくことが求められています。

■施策の体系



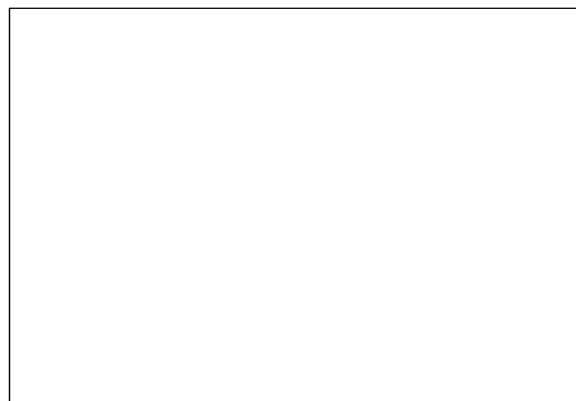
■施策の方向

1. 未加入者の加入促進

年金適用者における未加入者の実態把握に努めるとともに、加入促進を積極的に図ります。

2. 年金相談・広報活動の充実

国民年金制度への理解を深めるため、年金相談体制と広報活動の充実を図ります。



第4章 あしたをひらく心豊かな人づくり・文化づくり

1. 生涯学習の推進

1. 1 生涯学習の推進

■現状と課題

社会経済状況の変化に伴い、国際化、情報化、高齢化、自由時間の増大など、生きがいと
うるおいのある充実した人生を求める傾向が強まるなど、高度で多様な学習需要が増大して
きています。

本町においては、これまで社会情勢の変化に即した生涯学習の推進を行ってきました。

今後、町民のニーズを踏まえ、総合的・効果的に生涯学習を推進していくため、
町長部局、教育委員会、関係団体等との連携を深めながら、さらに推進する必要があります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 推進体制の充実

生涯学習を総合的・効果的に推進するための、推進基盤となる各種指導者の発掘・育成に努めます。また、生涯学習の推進に必要な施設の整備を図ります。また、生涯学習の推進に必要な施設の整備を図ります。

2. 学習機会の拡充

学習情報の収集・提供を推進し、町民のニーズに応える体制づくりや学習相談の充実に努めます。
また、社会教育施設・設備の開放を促進するとともに、ライフステージに対応した広域的な生涯学習の拡充に努めます。

3. 学習歴活用環境づくり

学習機会の体系化を進め、学習歴の活用が図られる場の整備に努めます。

また、学習の成果をボランティア活動等に活かしやすい環境づくりを推進します。

2. 学校教育の充実

2.1 学校教育の充実

■現状と課題

本町の教育機関は、幼稚園（1）小学校（2）、中学校（1）であり、児童・生徒数は横ばい傾向にあります。

「あしたをひらく心豊かな人づくり」を目指し、本町の実情と課題にそった教育行政の充実に取り組んでいます。また、郷土に根ざした特色ある教育活動の展開、一人ひとりを生かす生徒指導、学力向上を図る方策など小中一貫教育を通して、その実践に努めています。

さらに、人間性豊かで心身ともに健全な子どもたちを育むため、家庭や地域での取組はもとより、児童生徒の多様な個性、資質、能力、適正を考慮した、学校教育に取り組んでいます。

一方、施設面では諸学校施設整備事業等により、学校施設の耐震化やデジタル情報機器も整備充実され、円滑な教育がなされていますが、一部の施設に老朽化がみられます。また、高度情報化社会、国際化社会に対応した環境整備を図る必要があります。

■関連するSDGs



小・中学校の児童・生徒数の推移

(単位：人 %)

学校名		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和1)年度	令和2年度
池之原 小学校	学級数	10	11	12	12	12	12
	児童数	285	292	311	301	306	299
柏原 小学校	学級数	6	6	6	6	6	6
	児童数	107	91	94	91	93	92
小学校 計	学級数	16	17	18	18	18	18
	児童数	392	383	405	392	399	391
東串良 中学校	学級数	6	5	6	6	6	6
	生徒数	162	157	156	179	186	197

資料：東串良町教育委員会調

■施策の体系



■施策の方向

1. 学力の向上

すべての児童・生徒に、生涯にわたる人間形成の基礎を培うために必要な基礎・基本を定着させ、一人ひとりの能力や個性を生かし、時代の変化に柔軟に対応できる学力水準の向上を図ります。

そのためにも、「小中一貫教育」の内容の充実・改善を図りながら、TT指導や少人数指導等による学習指導法の改善、英語教育、道徳教育、キャリア教育等の充実を推進します。

2. 幼児教育の充実

幼児の心身の健やかな育成を目指し、集団での遊びや自然とのふれあい等、多様な体験を通して幼児の自発性や好奇心、道徳や命の尊さなど、人間形成の基礎を培う幼稚園教育を推進します。

また、地域の特性を踏まえた教育内容、方法などの改善・充実を図るため、教職員の研修に努めるとともに、家庭教育の重要性の認識を高めるため、保護者に対する学習機会の拡充を図ります。

施設整備の面では、幼児教育に対するニーズに即応した施設整備と環境づくりに努めます。

幼稚園児童数の推移

(単位：人 %)

年度区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和1)年度	令和2年
池之原幼稚園	園児数	21	21	14	11	5	7

資料：東串良町教育委員会調

3. 調和のとれた児童・生徒の育成

「学校、家庭、地域社会が一体となって取り組む心の教育」の中核をなす道徳教育の充実に努め、基本的な生活習慣の確立や望ましい人間関係の育成など道徳的実践力を備えた、児童生徒の育成を図ります。

また、集団活動に積極的に関わり、社会奉仕の精神を養うボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動を通じ、自主的・実践的な態度を育む教育を推進します。

4. 生徒指導の充実

教職員と児童生徒、児童生徒同士の好ましい人間関係を醸成し、一人ひとりの児童・生徒に応じたきめ細やかな生徒指導を積極的に進めるとともに、社会の一員としての自覚に基づく連帯感や共感・協力の精神を培う指導体制の確立に努めます。

いじめ・不登校や非行など問題行動に対する教職員の指導力の向上・充実に努めながら、家庭や地域社会、関係機関、団体などとの一層の連携強化を図ります。

5. 教育環境の整備・充実

教育環境整備については、高度情報化社会及び国際化に対応した教育用パソコン等の導入や更新を進め、また、施設設備や教材備品等の効果的な活用と、適切な管理・保管に努め、施設設備の充実に努めます。

一方、花や緑いっぱいの美しい学校環境づくりを推進し、「心豊かな人づくり」をめざします。

6. 時代に即応した教育の推進

国際化・情報化が進むなか、教育の基礎的・基本的内容を重視し、児童生徒の能力や個性を生かした自己教育力や創造性の育成を目指し、また、マルチメディアによる情報活用能力の育成、プログラミング教育を通じた物事を論理的に考える力の育成、様々な国の文化や習慣、コミュニケーション能力の育成など情報化・国際化に対応した教育を推進します。

7. 学校給食の充実

児童・生徒が健康について認識を深め、自ら栄養管理に努める態度や能力を育てるとともに、食生活指導体制の確立を図ります。

また、衛生管理の徹底に努め、安全で衛生的な学校給食により、健康な児童生徒の育成に努めます。

8. 教職員の資質の向上

教育課題や研究主題の共通理解と共通実践を基にした、校内研修や研究授業を通して、学習指導法の改善、指導技術の向上など実践的研修の充実に努め、教職員の資質向上を進めます。

また、服務規律の厳正確保による、教職員のモラルの高揚を一層図ります。

9. 小・中学校の連携を図った学校づくり

本町の小学校2校、中学校1校という特性を踏まえ、それぞれの特色のある学校づくりを尊重しながら、小・中学校の緊密な連携を図り、「ひっくらの宝子」を育てる環境整備に努めます。

3. 社会教育・文化活動の充実

3. 1 社会教育の充実

■現状と課題

経済の発展、科学技術の高度化・情報化、高学歴化、少子・高齢化が進むなか、個々の生活水準の向上や自由時間（余暇）の増大に伴い、人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化がみられます。

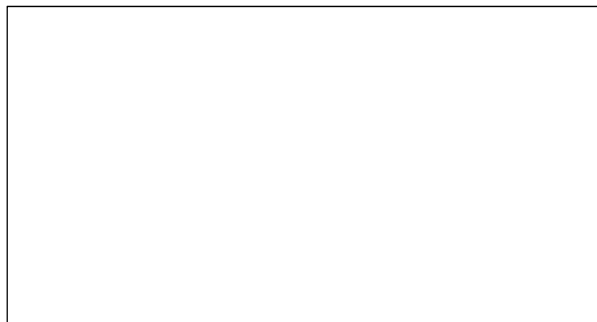
物心両面の豊かさに加え、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を過ごすために、高度で多様な学習機会の拡充が求められています。

一方、地域社会や家庭の教育環境の変化が大きな社会問題となっています。

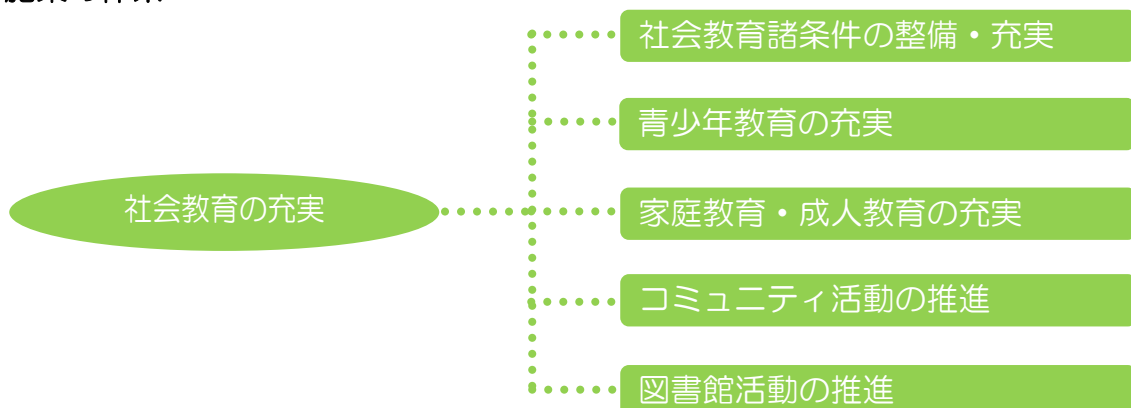
このため、町民参加の下、連帯感の意識を培い、心のかよいあう教育文化の環境づくりを目指し、地域に根ざした多様な社会教育行政を推進する必要があります。

特に、21世紀を担う青少年の健全な育成のために、学社融合は不可欠であり、家庭と地域の教育力を回復・向上させることが重要です。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 社会教育諸条件の整備充実

社会教育の緊要な課題に対応するため、社会教育関係者の研修機会の拡充、関係団体の育成に向けた社会教育有志指導者の養成、活用などの推進体制や生涯学習の拠点となる社会教育施設の整備・充実を図ります。

また、学習者の課題に応じた学習方法の工夫・改善、社会教育における人権教育の充実に努めます。

2. 青少年教育の充実

次代を担う青少年の育成はきわめて重要な課題です。このため、青少年がふるさとに誇りと愛着をもち、社会との関わりを自覚しつつ感性を高め、主体的に生きていくことができる気風づくりを醸成するため、学校・家庭・地域（関係団体）との連携を深め、また、体験学習や異年齢集団による諸活動などを支援し、心身ともに優れた青少年の育成を図ります。



3. 家庭教育・成人教育の充実

家庭を取り巻く社会環境が大きく変化するなかで、家庭教育の課題に対応するため、家庭教育学級の開設や情報の提供、各種学習機会の拡充を図りながら、関係団体等相互の連携を促進するとともに、指導者の養成など家庭教育の充実に努めます。

また、成人及び高齢者の多様化・高度化・専門化している学習要求に応えるための学習機会や学習内容の充実に努め、広報誌や学習情報誌を発行し、学習意欲の高揚と参加促進を図り、地域づくりの主体者としての資質の向上を図ります。

4. コミュニティ活動の推進

過疎化や高齢化による少子化をはじめ、社会構造の変化等により、コミュニティ活動はますます重要性を増してきています。

このため、コミュニティ活動の核でもある、校区コミュニティ、振興会、子ども会、高齢者クラブ等を通じて、町民にコミュニティ活動への参加を促進するとともに、時代の変化に対応できる組織の育成・充実を図り、安心して快適な生活を送れるまちづくりを推進します。

5. 図書館活動の推進

図書館運用の研修計画及び学校や家庭・地域での読書活動の支援に努め幅広い読書活動の推進を図ります。

大隅広域図書館ネットワーク運営協議会加盟市町との連携により、住民のニーズに応じたさまざまな資料を素早く提供できるように努めます。

3. 2 文化活動・文化財保護の充実

■現状と課題

町民の芸術文化に対する欲求が高まり、日常生活のなかで芸術を鑑賞したり、芸術文化活動に参加することが多くなり、町民のニーズは多様化しています。

今後は、誰もが日常生活のなかで文化の香りにふれ、自ら文化活動に参加できるような環境づくりが必要です。

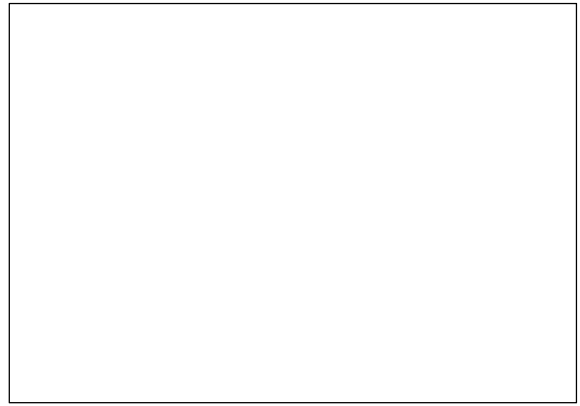
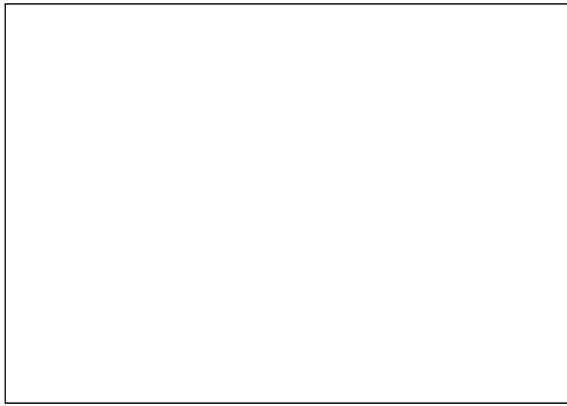
また、町には国指定史跡の唐仁古墳群をはじめ、先人達が残した貴重でかけがえのない歴史的文化遺産が数多く存在しています。指定文化財や郷土芸能については、文化財マップやパンフレット等で紹介し、文化財に対する意識の高揚を図っていきます。

今後は、文化財を町民共有の財産として適切に保存し、後世に継承していくとともに、町民生活に密着した文化財として親しまれるよう、その保存・活用方法について検討する必要があります。

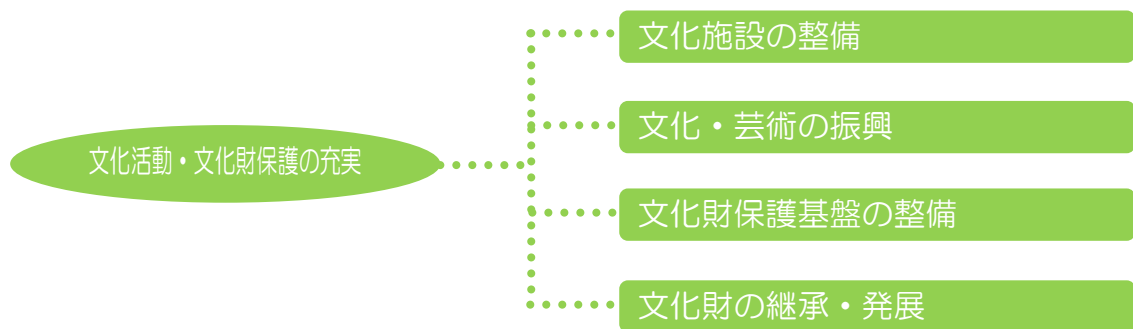
東串良町指定文化財

指定別	部 門	名 称	所 在 地	指定年月日
国指定	記念物（史跡）	唐仁古墳群	新川西唐仁地区	S 9. 1.22
県指定	有形民俗文化財	新川西の田之神像	新川西下伊倉	S43. 3.29
町指定	記念物（史跡）	熊野神社の宝篋印塔	川東熊野神社境内	S50. 4. 1
	有形民俗文化財	専念寺の仁王像	川東専念寺山門	S50. 4. 1
	有形民俗文化財	唐仁墓地入口の仁王像	唐仁墓地入口	S50. 4. 1
	有形民俗文化財	唐仁墓地入口の六地藏	唐仁墓地入口	S50. 4. 1
	無形民俗文化財	唐仁の八月踊	新川西唐仁地区	S52.12.20
	記念物（史跡）	島津氏久の逆修宝塔	岩弘上墓地内	S53.11.10
	記念物（史跡）	萩原宅武家門	川東萩原宅	S53.11.10
	有形民俗文化財	安留の観音像	川東安留上公民館前	S56.12.15
	有形民俗文化財	専念寺の地藏像	川東専念寺境内	S56.12.15
	記念物（史跡）	吉元の一石五輪塔	川西吉元墓地内	S56.12.15
	有形民俗文化財（彫刻）	薬師如来像	新川西薬丸義弥宅	S59.10.16
	記念物（天然記念物）	池之原小学校の樺	池之原小学校校庭	H 4.10.14
	有形民俗文化財	溜水の六地藏	川東杉木墓地内	H 8. 3.10
	無形民俗文化財	柏原相撲甚句踊り	川東柏原地区	H 9.10.15
	有形民俗文化財	安留の田の神像	安留集落センター内	H23.11.15
	記念物（史跡）	永峯の古石塔	川東	R 3. 3. 3
	有形文化財	東串良農業倉庫群（豊栄）	池之原	R 3. 3. 3
有形文化財	東串良農業倉庫群（柏原）	川東	R 3. 3. 3	

資料：東串良町教育委員会調



■ 施策の体系



■ 施策の方向

1. 文化施設の整備

文化活動の鑑賞や発表の場となる町総合センターの施設・設備等を整備するとともに、地域づくりの拠点や交流の場となる図書館の整備・充実を図ります。

2. 文化・芸術の振興

鑑賞機会の拡充や文化活動の支援・交流を促進し、特に青少年の豊かな心の育成のため、文化活動に参加する機運の醸成を図ります。



3. 文化財保護基盤の整備

国指定の広大な唐仁古墳群をはじめ、郷土に残る数多くの歴史的文化遺産の保存・活用を図ります。

また、次世代の郷土文化を担う人材育成に努め、関係団体との連携を促進し、新たな文化の創造を通して地域の活性化を図ります。

さらに、町郷土研修館の内容充実にも努め、広報紙等を通じて町民の文化財に対する意識の高揚を図っていきます。

4. 文化財の継承・発展

地域の個性豊かな民俗、芸能、伝統行事等の伝統文化を後世に正しく守り伝えるため、記録保存に努め、後継者育成、関係設備等の充実と相俟って、これらに親しむ機会の拡充や活用を図ります。

また、次世代の郷土文化を担う人材育成に努め、関係団体との連携を促進し、新たな文化の創造を通して地域の活性化を図ります。

3. 3 新時代に対応する教育の推進

■現状と課題

本町の、国際交流や地域間交流は、人づくり研修事業による研修や海外へのホームステイを行っていますが、姉妹盟約や友好関係による交流はありません。

交流は異質のものがぶつかり合うことによって、精神を活発化させ、創造の喜びを見出す営みです。真の国際化を目指し、国際交流活動の活発化を図るためにも、交流によりいろいろな考え方、知恵、生活文化などをもちより、外部からの視点でも町の潜在的可能性をさぐり出していく必要があります。

今後は、外国人に対する偏見・差別意識のない社会を目指し、国際交流活動を推進します。

■施策の体系



■施策の方向

1. 国際化への対応

豊かな自然や歴史、文化、生産基盤などを活用し、地域間交流や都市と農村との交流である「グリーン・ツーリズム」を推進し、個性豊かな地域づくりを進めます。

また、国際交流や地域間交流を行う団体、個人への支援を充実させ、国際化社会に対応できる人づくりを進めます。

2. 情報化への対応

高度情報化社会に対応するため、町総合センターを核とする生涯学習関連施設において、情報環境の整備を進め、情報通信技術の積極的な活用を図ることにより、町民の意欲や興味、関心を高め、生涯学習における情報化を推進します。



4. スポーツ・レクリエーション活動の振興

4. 1 スポーツ活動の推進

■現状と課題

健康づくり・体力づくりの拠点として、町民運動場、総合体育館等を整備するとともに、学校体育施設の開放事業を各学校と連携して進めながら、町民運動会や町駅伝競走大会など各種スポーツ大会を開催することにより、町民スポーツ・レクリエーションの普及に努めてきました。

その成果の上に、今後、ますます余暇の増大や健康志向の高まるなかで、気軽に誰もがスポーツ・レクリエーション活動を楽しむことができるよう、さらにその機会の提供と拡充を図る必要があります。

また、スポーツ少年団の団員数や体育協会の専門部員数が減少化している状況にあり、これらの自主的スポーツ活動の支援も継続的に必要です。

今後も、健康で活力あるまちづくりを進めるため、町内外の交流を含めた町民総参加のスポーツ振興を図っていく必要があります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 推進体制の充実

多様化する町民のスポーツ活動へのニーズに対応するため、指導者の養成、資質の向上に努め、関係団体の育成・強化を図ります。

また、生涯スポーツや競技スポーツに対応できるよう、施設の整備充実を図ります。

2. スポーツ活動の充実

町民の健康づくりや交流促進を図るため、「いつでも、どこでも、だれでも」をモットーに、日常生活に根ざしたスポーツライフの普及や各種大会の充実・強化に努め、幅広いスポーツ活動の振興を図ります。

5. 男女共同参画社会づくり

5. 1 男女共同参画社会づくり

■現状と課題

私たちの暮らしのなかには、「男は仕事・女は家庭」というような、固定観念の伝統的な役割分担意識や、習慣、しきたり、さらには職場や政治の場での不平等感が依然として残されています。

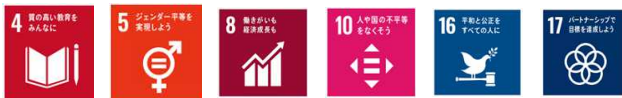
男性と女性がお互いの人権を尊重しあい、一人ひとりが持っている個性や能力を自由に発揮して生きていくことは、最も重要なことです。

社会経済情勢が急速に変化し、新たな価値を創造していく必要がある今の時代、女性の力が求められる場合がますます広がるものと考えられます。

政策・方針決定の場への女性の参画をはじめ、社会の様々な場で女性の個性や能力を発揮できる環境づくりが必要です。

今後は、男女平等をめぐる意識づくり、環境づくりを社会全体で取り組む必要があります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 男女共同参画社会づくりに向けた啓発

家庭教育、学校教育、社会教育において、男女平等及び共同参画の浸透を図り、性別や世代、地域間における意識格差の解消などを目指して、関係団体などとの連携を図りながら、様々な広報・啓発活動に努めます。

2. 女性の社会参加の促進

審議会や協議会への女性の登用を図るとともに、人材発掘や育成に努めます。

また、地域活動への女性の参画を促進するため、女性人材の育成、学習活動や交流活動の機会の拡充を図ります。

3. 社会参加を促進する条件整備

働く親のニーズに応じた、保育サービスの充実、育児や介護への男性の参画に向けた講座の開設により、男女がともに、家庭、職場、地域において真に豊かな生活を実現できる環境づくりを進めます。

第5章 町民とともに進めるまちづくり

1. 町民参加の促進

■現状と課題

まちづくりの主役は町民一人ひとりであり、行政への積極的な参加を可能にするシステムの充実が望まれます。

限られた財源をもって効果的・効率的な行政運営を図りながら、町民の多様化・高度化するニーズを調整し、合意の上で行政を推進していかなければなりません。

近年、都市化などの進展により地域連帯意識の希薄化など、コミュニティ機能の低下が言われています。町民参加の基礎となる自治組織の連帯や活動・充実が必要です。

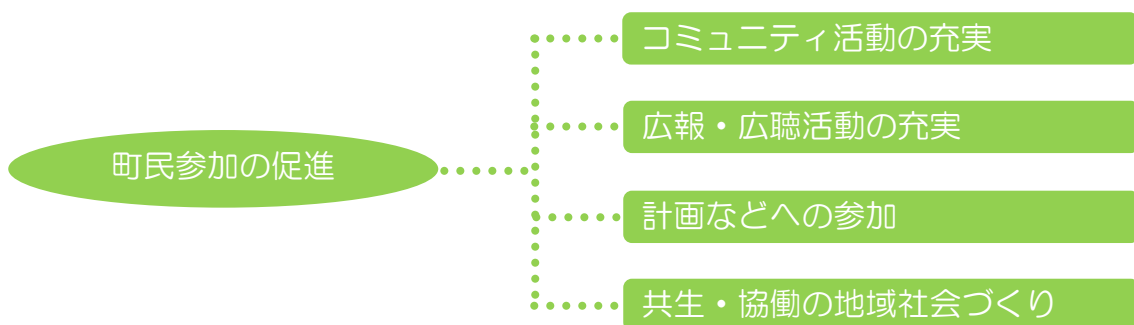
町政と町民のパイプ役となっている広報・公聴活動については、なお一層の充実を図り、町民が意見・要望を気軽に出せる体制づくりが必要です。

また、行政計画の策定、事業の実施にあたっては、可能な限り町民の参画について配慮していく必要があります。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. コミュニティ活動の充実

コミュニティ組織・活動を支援し、地域の活性化と連帯意識を高めるため、地域住民の合意のもとに適正な規模に振興会の自治組織の統廃合を推進し、自主活動団体・グループの自立を助長し、地域住民の主体的なまちづくりへの参加体制づくりを推進します。

2. 広報・広聴活動の充実

広報「東くしら」の編集体制の一層の充実に努め、より町民の立場に立った広報内容の充実を図ります。

公聴活動については、直接的な町民との討議や懇談の機会を計画的に設定し、地域住民の主体性を十分配慮しながら、まちづくりや地域づくりの議論を深めます。

高度情報通信システムのインターネット・ホームページの充実を図り、町民に対し多くの行政施策の情報提供や町民からの情報を収集するため、ホームページを活用するとともに、各種アンケート調査の実施による町民の意識・意向などの把握に努めます。

情報公開については、個人のプライバシーの保護に十分配慮しながら、情報を提供する体制づくりに努めます。

3. 計画などへの参加

行政計画の策定過程や事業の実施段階において、町民の参加機会の設定に配慮し、各種委員会などを設置するなど町民との十分な論議・合意を経たうえで、計画・事業を進めます。

4. 共生・協働の地域社会づくり

地域住民や、地域づくりに活躍する振興会・町民活動団体・NPO・企業など多様な主体（パートナー）との協働を推進し、少子高齢化の進行や地方分権の推進、多様化する住民ニーズに的確かつ効率的に対応することができる「協働社会の形成」をめざします。



2. 効率的な行政運営

■現状と課題

地方公共団体を取り巻く環境は、急激な情報化社会の進展、少子・高齢化の進行、経済構造の変化、市民の価値観や生活様式の多様化など、様々な分野において構造的な変化に直面しています。

こうした課題に的確に対応し、活力ある豊かな地域社会づくりに向けて、主体的な役割を担うことが求められています。

本町においても、多様化する市民ニーズに対して、きめ細やかな市民サービスを提供するため、専門的な知識やノウハウを持つ的確に対応することが求められています。

これまでOA化の推進、組織機構の再編、職員の研修等による資質向上を図りながら、市民サービスに努めてまいりましたが、さらに情報公開、行政手続、事務事業の見直し、情報化の推進、広域行政の推進等を図り、研修による職員の資質の向上や、地域住民・ボランティア団体等の積極的な行政参加による地域づくりが必要です。

■関連するSDGs



■施策の体系



■施策の方向

1. 市民サービス

市民の多種・多様なニーズに配慮した窓口行政や全庁的な行政ネットワーク化の推進、公共施設の民間委託等も含め、行政サービスの質の確保や公共性の確保等に留意し、効率的・総合的な施策を推進します。

2. 人材育成

地方分権の進展に伴い、行政を取り巻く需要が複雑化していることから、市民のニーズを的確に捉え、政策形成能力・問題解決能力・国際化・情報化の進展、環境問題に対応できる能力が求められており、それらに十分対応できる分権型社会の担い手にふさわしい人材の育成・確保に努め、地方分権による町の

自己決定権と自己責任が拡大することに対応し、職員研修や県等の関係機関への職員派遣等を実施し、職員の資質向上を図り、円滑な業務を推進します。

3. 行政運営の合理化

地方分権の進展に伴い、市民ニーズの高度化・多様化に対応するため、適正な定員管理と人事管理に努めるとともに、定期的な事務事業の見直しを行い、行政効率や行政サービスの負担の公平確保に配慮し、事務事業の整理・合理化を進めます。

また、地域住民の生活圏や産業活動の広域化に伴い、行政区域を越えた広域的な対応がますます重要であることから環境対策や観光振興等について、周辺市町と連携し積極的に広域行政を推進します。

3. 健全な財政運営

■現状と課題

地方財政を取り巻く環境は、過疎化、少子・高齢化の進行で基幹産業の低迷や長引く景気低迷などを背景に、歳入面で税収が伸び悩み、また、三位一体の改革や人口の減少により交付税額が減少する一方、歳出面では複雑・多様化する町民ニーズへの対応や地域福祉対策への対応など、ますます厳しくなる状況にあり、財政構造は弾力性を失いつつあります。

こうしたなか、各主要財政指標の動向に絶えず留意しながら、町税をはじめとする自主財源の確保を図りながら、事務事業の見直しや民間委託の推進などにより健全な行財政改革をより一層推進する必要があります。

本町の財政規模は、平成22年度に42億5,506万円であったものが、ふるさと納税の取組みにより、令和1年度には56億484万2千円となり、9年間で31.7%の増となっています。

平成22年度の主な財政指数は、経常収支比率78.9%、財政力指数は0.47、実質公債費比率8.7%、町債現在高は40億7,721万6千円となっています。

これを令和1年度と比べると、経常収支比率が10.8ポイント増加して、財政力指数が0.11減少、実質公債費比率は1.3ポイント減少、町債現在高が28.7%増加している状況です。

このようなことから、弾力的な財政構造に向けてこれまで以上に経費の節減に努め、町民の要望を的確に把握し良質な行政サービス向上に努める必要があります。

■関連するSDGs



決算規模の推移

(単位：千円)

区 分		平成22年度	平成29年度	平成30年度	平成31(令和1)年度
歳入	決算額	4,255,060	5,141,438	5,645,168	5,604,842
歳出	決算額	3,970,479	4,994,713	3,438,449	3,686,387
実質収支比率		232,931	127,266	84,660	149,574

資料：東申良町総務課調

決算規模の推移

(単位：千円、%)

区 分	平成 22 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成31 (令和1) 年度
経常収支比率	78.9	89.6	89.8	89.7
財政力指数	0.47	0.37	0.37	0.36
実質公債費比率	8.7	6.0	6.6	7.4
町債現在高	4,077,216	5,437,443	5,551,332	5,721,479
積立金現在高	1,126,200	2,350,845	2,412,553	2,460,965
標準財政規模	2,775,315	2,650,475	2,673,584	2,708,344

資料：東串良町総務課調

■施策の体系



■施策の方向

1. 計画的な財政運営

予算の執行に当たっては、実施計画と財政計画に基づいた施策の緊急性・必要性等を精査しながら、事業の選択と優先順位による効率的な財政運営を図るとともに、既存施設の運営方法や町単独補助金の見直し、事業の民間委託を積極的に進め、経費の節減に努めます。

投資的経費については、重要かつ緊急な事業を厳選し、投資効果を十分に考慮しながら重点的な事業を推進します。

2. 財源の確保

町税の適正・公正な賦課を行い、課税に対する理解と信頼を図りながら税収の確保に努めるとともに、受益者負担を原則とする各種施設等の利用料金の見直し、効率的な補助事業等の導入などを含めた自主財源の安定確保に努めます。

4. 広域行政の推進

■現状と課題

本町の広域市町圏内における共同事務処理は、次表に示すとおりです。
多様化・高度化する市民のニーズに即して、行政の垣根を越えた広範な施策の取り組みが重要な課題となっています。

■関連するSDGs



大隅広域市町圏における共同処理業務一覧

形態	業務の種類	構成市町	開始年月日
大隅肝属地区消防組合	消防・救急	1市4町	S52. 4. 1
大隅肝属広域事務組合	火葬場 介護保険審査判定 一般廃棄物処理	2市4町	H21. 6.11

資料：東串良町総務課調

■施策の体系



■施策の方向

1. 大隅定住自立圏共生ビジョン（計画）の推進

平成21年度に、構成市町が定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確認し、自立のための経済基盤を培い、地域活性化を図るために策定されました。今後、このビジョンに基づいて構成市町の連携・調整を強化しながら、圏域が目指す将来像及びその実現のために必要な取り組みを行い、また、効率的な質の高い行政サービスの提供や構成市町が一体となった快適なまちづくりを推進します。

2. 協定に基づく具体的な取り組み

圏域の救急医療体制の維持・確保のため、中心市の鹿屋市と関係市町が共同で夜間急病センター及び救急医療電話相談センターを設置しました。畜産飼料の自給率を高めるため、コントラクター組織及びTMRセンター整備を促進します。また公共交通ネットワークを構築し、交流人口の増加や地域住民の日常生活における移動手段の確保を図ります。